

写

特定小売供給約款変更届出書

2025年2月7日

北海道電力株式会社

特定小売供給約款変更届出書

北電販料企第3号
2025年2月7日

経済産業大臣 武藤 容治 殿

札幌市中央区大通東1丁目2番地
北海道電力株式会社
代表取締役
社長執行役員 齋藤 晋

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第19条第4項の規定により、次のとおり特定小売供給約款を変更したので届け出ます。

変更の内容	別紙 特定小売供給約款のとおりであります。
実施期日	2025年4月1日

別 紙

特定小売供給約款

2025年4月1日実施

北海道電力株式会社

2025年2月7日 変更届出

特定小売供給約款

目 次

I 総 則

1 適 用	1
2 供給約款の届出および変更	1
3 定 義	1
4 単位および端数処理	2
5 実 施 細 目	3

II 契約の申込み

6 需給契約の申込み	4
7 需給契約の成立および契約期間	4
8 需 要 場 所	5
9 需給契約の単位	5
10 供 給 の 開 始	5
11 供 給 の 单 位	6
12 承 諾 の 限 界	6
13 需給契約書の作成	6

III 契約種別および料金

14 契 約 種 別	7
15 定 額 電 灯	7
16 従 量 電 灯	9
17 臨 時 電 灯	14
18 公 衆 街 路 灯	18
19 低 圧 電 力	22
20 臨 時 電 力	24
21 農 事 用 電 力	26

IV 料金の算定および支払い

22 料金の適用開始の時期	28
---------------	----

23 検針日	28
24 料金の算定期間	28
25 使用電力量の算定	29
26 料金の算定	29
27 日割計算	30
28 料金の支払義務および支払期日	30
29 料金等のお知らせおよび請求	31
30 料金その他の支払方法	31
31 延滞利息	32
32 保証金	33

V 使用および供給

33 適正契約の保持	35
34 力率の保持	35
35 需要場所への立入りによる業務の実施	35
36 供給の停止	35
37 供給停止の解除	36
38 供給停止期間中の料金	36
39 違約金	37
40 使用の制限または中止	37
41 損害賠償の免責	37
42 設備の賠償	37

VI 契約の変更および終了

43 需給契約の変更	39
44 名義の変更	39
45 需給契約の廃止	39
46 需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費負担金等相当額の精算	39
47 解約等	41
48 需給契約消滅後の債権債務関係	41

VII 供給方法、工事および工事費の負担		
49	供給方法および工事	42
50	工事費負担金等相当額の申受け等	42
附	則	43
別	表	47

I 総 則

1 適 用

- (1) 当社が、一般送配電事業者または配電事業者が維持および運用する供給設備を介して特定需要に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この特定小売供給約款（以下「この供給約款」といいます。）によります。
- (2) この供給約款は、当社の供給区域である次の地域に適用いたします。

北海道

2 供給約款の届出および変更

- (1) この供給約款は、電気事業法附則第 16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 19 条第 4 項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は、経済産業大臣の認可を受け、または経済産業大臣に届け出て、この供給約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の特定小売供給約款によります。

3 定 義

次の言葉は、この供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 低 圧
標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。
- (2) 電 灯
白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。
- (3) 小 型 機 器
主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。
- (4) 動 力
電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。
- (5) 契約負荷設備
契約上使用できる負荷設備をいいます。

(6) 契約主開閉器

契約上設定されるしや断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしや断し、
お客様において使用する最大電流を制限するものをいいます。

(7) 契約電流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相2線式標準電圧100ボルト
に換算した値といたします。

(8) 契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(9) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(10) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(11) 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料
価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から
4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日まで
の期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1
日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月
30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日
までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、
翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

(12) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー
特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。

4 単位および端数処理

この供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のと
おりといたします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端
数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四
捨五入いたします。
- (3) 契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入い

いたします。ただし、低圧電力、臨時電力または農事用電力については、19（低圧電力）(4)を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは、契約電力を0.5キロワットといたします。

- (4) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、30分ごとの使用電力量の単位は、最小位までといたします。
- (5) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

5 実施細目

この供給約款の実施上必要な細目的事項は、この供給約款の趣旨に則り、そのつどお客様と当社との協議によって定めます。

II 契約の申込み

6 需給契約の申込み

- (1) お客様が新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの供給約款およびお客様の需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。

契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい、託送約款等に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約負荷設備、契約主開閉器、契約電流、契約容量、契約電力、発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。）、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法

- (2) 契約負荷設備、契約電流、契約容量および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客様から申し出いただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出いただきます。
- (3) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当該一般送配電事業者等へ供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。

7 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、臨時電灯および臨時電力の場合を除き、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ 臨時電灯および臨時電力の契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定

めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了の日までといたします。

ニ お客様の需要場所が、電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、イ、ロおよびハにかかわらず、当該指定区域に対し電気事業法第2条第1項第8号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。

8 需要場所

需要場所は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

9 需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。

(1) 1需要場所において、次の2以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の1契約種別（(2)の場合は、2契約種別といたします。）とをあわせて契約する場合

臨時電灯のうちの1契約種別、臨時電力、農事用電力

(2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、定額電灯と低圧電力、または従量電灯のうちの1契約種別と低圧電力とをあわせて契約する場合

(3) 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、当該一般送配電事業者等が技術上、保安上適当と認めたとき。

10 供給の開始

(1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。

(2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 供給の単位

当社は、託送約款等に定めるところにより、原則として、1需給契約につき、1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

12 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。

13 需給契約書の作成

特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

III 契約種別および料金

14 契 約 種 別

契約種別は、次のとおりといたします。

需 要 区 分	契 約 種 别		
電 灯 需 要	定額電灯		
	従量電灯	A	
		B	
		C	
	臨時電灯	A	
		B	
		C	
	公衆街路灯	A	
		B	
	低圧電力		
	臨時電力		
	農事用电力		

15 定額電灯

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 5 [負荷設備の入力換算容量]によって換算するものといたします。）が 400 ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、お客さまに特別の事情があると当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 料 金

料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といいたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ 需要家料金

需要家料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	93 円 50 銭
---------	-----------

ロ 電 灯 料 金

(イ) 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

10 ワットまでの 1 灯につき	128 円 66 銭
10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	239 円 75 銭
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	461 円 90 銭
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	684 円 06 銭
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	1,128 円 37 銭
100 ワットをこえる 1 灯につき 50 ワットまでごとに	564 円 20 銭

(ロ) ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ハ) 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で

表示されている場合等は、別表 5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)を算定し、その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

ハ 小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ 1 月につき次のとおりといたします。

50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	417 円 12 銭
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	761 円 65 銭
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 50 ボルトアンペアまでごとに	380 円 82 銭

(5) その 他

当該一般送配電事業者等は、必要に応じて電流制限器を取り付けます。

16 従量電灯

(1) 従量電灯 A

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 使用する最大電流（交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。）が 5 アンペア以下であること。

(ロ) 定額電灯を適用できないこと。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。

ハ 契約電流

(イ) 契約電流は、5 アンペアといたします。

(ロ) 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。

ただし、お客様において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられていて

る場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二 料 金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

最 低 料 金	1 契約につき最初の9キロワット時まで	417円 19銭
電 力 量 料 金	上記をこえる1キロワット時につき	35円 35銭

(2) 従量電灯B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- (ロ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット

以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することができます。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

- (イ) 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客様の申出によって定めます。
- (ロ) 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客様において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用

しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	402 円 60 銭
契約電流 15 アンペア	603 円 90 銭
契約電流 20 アンペア	805 円 20 銭
契約電流 30 アンペア	1, 207 円 80 銭
契約電流 40 アンペア	1, 610 円 40 銭
契約電流 50 アンペア	2, 013 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	2, 415 円 60 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	35 円 35 銭
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	41 円 64 銭
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	45 円 36 銭

(ハ) 最低月額料金

(イ) および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の金額を下回る場合は、その1月の料金は、次の金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	417 円 19 銭
---------	------------

(3) 従量電灯C

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(ロ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望

され、かつ、お客様の電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することができます。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当該一般送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約容量

(イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 5〔負荷設備の入力換算容量〕によつて換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 4（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

(ロ) お客様が契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 6（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。た

だし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	402円60銭
-------------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	35円35銭
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時につき	41円64銭
280キロワット時をこえる1キロワット時につき	45円36銭

17 臨 時 電 灯

(1) 臨時電灯A

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が3キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

口 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといいたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 料 金

料金は、契約負荷設備の総容量（入力といいたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといいたします。）によって 1 日につき次によって算定された金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といいたします。ただし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといいたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	13 円 26 錢
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	26 円 53 錢
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	26 円 53 錢
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	265 円 38 錢
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	265 円 38 錢

ニ その 他

- (イ) 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。
- (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Aを適用いたします。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。

(2) 臨時電灯B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約電流が40アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 契約電流

- (イ) 契約電流は、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客様の申出によって定めます。
- (ロ) 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客様において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ハ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合

は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペアにつき	440 円 55 銭
-----------------	------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	49 円 86 銭
-------------	-----------

ニ その他

(イ) 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。

(ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Bを適用いたします。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Bに準ずるものといたします。

(3) 臨時電灯C

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額をえたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定め

る離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	440 円 55 銭
---------------------	------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	49 円 86 銭
-------------	-----------

ハ その他

(イ) 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。

(ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Cを適用いたします。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準ずるものといたします。

18 公衆街路灯

(1) 公衆街路灯A

イ 適用範囲

公衆のために、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯、消火せん標識灯、交通信号灯、海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が1キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、昼間にも継続して使用されるものについては、お客さまと当社との協議によって公衆街路灯Bを適用することがあります。

す。

口 料 金

料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額をえたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額をえたものといたします。

(イ) 需要家料金

需要家料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	82 円 50 銭
---------	-----------

(ロ) 電灯料金

a 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

10 ワットまでの 1 灯につき	123 円 16 銭
10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	228 円 75 銭
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	439 円 90 銭
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	651 円 06 銭
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	1,073 円 37 銭
100 ワットをこえる 1 灯につき 50 ワットまでごとに	536 円 70 銭

b ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

c 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ハ) 小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ 1 月につき次のとおりといたします。

50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	394 円 02 銭
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	722 円 05 銭
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 50 ボルトアンペアまでごとに	361 円 02 銭

ハ その他

(イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて 1 需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適當と認められる場合は、一括して公衆街路灯 A を適用することができます。

(ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。

(2) 公衆街路灯 B

イ 適用範囲

公衆街路灯を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約容量が 1 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

(ロ) 公衆街路灯 A を適用できること。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないとき当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることができます。

ハ 契約容量

契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）といたします。ただし、契約負荷設備の総容量が1キロボルトアンペア未満の場合は、1キロボルトアンペアといたします。

ニ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1キロボルトアンペアにつき	378円 51銭
--------------------	----------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	33円 98銭
------------	---------

(ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の金額を下回る場合は、その1月の料金は、次の金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計と

いたします。

1 契約につき	375 円 47 銭
---------	------------

ホ そ の 他

- (イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適當と認められる場合は、一括して公衆街路灯Bを適用することができます。
- (ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準ずるものといたします。

19 低 圧 電 力

(1) 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。
- ロ 1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適當と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することができます。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することができます。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約電力

イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表 5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の（イ）の係数を乗じてえた値の合計に（ロ）の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしや断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表 6（契約容量および契約電力の算定方法）に準じて算定し、（ロ）の係数を乗じないものといたします。

（イ） 契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の 2 台の入力につき	100 パーセント
	次の 2 台の入力につき	95 パーセント
	上記以外のものの入力につき	90 パーセント

（ロ） （イ）によってえた値の合計のうち

最初の 6 キロワットにつき	100 パーセント
次の 14 キロワットにつき	90 パーセント
次の 30 キロワットにつき	80 パーセント
50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント

ロ お客様が契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 6（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(5) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800

円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,377円86銭
---------------	-----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	28円71銭
------------	--------

ハ その他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。

(6) その他

変圧器、発電設備等その他を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

20 臨 時 電 力

(1) 適用範囲

動力を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

(2) 契約電力

契約電力は、低圧電力に準じて定めます。

(3) 料 金

契約電力が、5キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし、5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

イ 定額制供給の場合

料金は、次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の料金は、契約電力が1キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

契約電力1キロワット1日につき	318円92銭
-----------------	---------

ロ 従量制供給の場合

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3

(離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整) (1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整) (1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき19(低圧電力)(5)イの該当料金の20パーセントを割増したもの適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、19(低圧電力)(5)イの該当料金の半額に20パーセントを割増したもの適用いたします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	34円38銭
------------	--------

(4) その他の事項

イ 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。

ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電力を適用いたします。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

21 農事用電力

(1) 適用範囲

農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。

(2) 契約電力

契約電力は、低圧電力に準じて定めます。

(3) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800

円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお、1回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	816円86銭
---------------	---------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	26円06銭
------------	--------

(4) その他の事項

イ お客様が契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、契約使用期間を変更いたします。

ロ お客様が電気の使用を休止される場合には、当該一般送配電事業者等は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

IV 料金の算定および支払い

22 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

23 検針日

検針日は、次により、当該一般送配電事業者等が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

- (1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当該一般送配電事業者等がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに当該一般送配電事業者等が行ないます。ただし、やむをえない事情のある場合は、当該一般送配電事業者等は、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。
- (2) お客さまが不在等のため検針できなかつた場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。
- (3) 当該一般送配電事業者等は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。
なお、当社は、口の場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。

イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

ロ その他特別の事情がある場合

- (4) (3)イの場合で、検針を行なわなかつたときは、需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なつたものといたします。
- (5) (3)ロの場合で、検針を行なわなかつたときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なつたものといたします。

24 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期

間」といいます。) といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

- (2) 定額制供給の場合または 25（使用電力量の算定）(4)の場合の料金の算定期間は、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

25 使用電力量の算定

- (1) 使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る 30 分ごとの接続供給電力量といたします。

また、料金の算定期間における使用電力量は、次の場合および(3)の場合を除き、30 分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、需給契約が消滅する場合で、特別の事情があるときは、消滅日の前日を含む検針期間の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

イ 23（検針日）(2)の場合の料金の算定期間における使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。

ロ 23（検針日）(5)の場合の料金の算定期間における使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。

- (2) 当社は、使用電力量等を 29（料金等のお知らせおよび請求）に定める方法により、お客さまにお知らせいたします。

- (3) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく算定できなかつた場合には、料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。

- (4) 従量制供給のお客さまについて、当該一般送配電事業者等が検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。

26 料 金 の 算 定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。

イ 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合

ロ 契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、

料金に変更があった場合

- ハ 24 (料金の算定期間) (1)の場合で検針期間の日数がその検針期間の始期に対応する託送約款等に定める検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。
- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

27 日割計算

- (1) 当社は、26 (料金の算定) (1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。
- イ 基本料金、最低料金、最低月額料金または定額制供給の料金は、別表7 (日割計算の基本算式) (1)イにより日割計算をいたします。
- ロ 電力量料金および従量制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。ただし、従量電灯の料金適用上の電力量区分については、別表7 (日割計算の基本算式) (1)ロにより日割計算をいたします。
- ハ イおよびロによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。
- (2) 26 (料金の算定) (1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。
- また、26 (料金の算定) (1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

28 料金の支払義務および支払期日

- (1) お客様の料金の支払義務は、当該一般送配電事業者等から受領した検針の結果等にもとづき、当社にて料金の請求が可能となった日に発生いたします。ただし、30 (料金その他の支払方法) (6)の場合は、当該支払期に属する最終月の支払義務が発生した日といたします。
- (2) お客様の料金は、支払期日までに支払っていただきます。
- (3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。
- なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。
- (4) 公衆街路灯等複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客様まで、それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は、当社との

協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金の支払期日は、(3)にかかわらず、それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。

29 料金等のお知らせおよび請求

- (1) 当社は、原則として、料金等のお知らせおよび請求を電磁的方法（インターネットを利用する方法をいいます。）により行ないます。
- (2) 当社は、次の場合には、(1)にかかわらず、料金等のお知らせおよび請求を書面により行ないます。
- イ お客様が希望される場合で当社が認めたとき。
 - ロ 料金を 30（料金その他の支払方法）(1)ハにより支払われる場合
- (3) 料金等のお知らせおよび請求を(2)により行なう場合は、当社は、原則として、(4)に定める発行手数料を申し受けます。ただし、次のいずれかに該当する場合は、発行手数料を申し受けません。
- イ 28（料金の支払義務および支払期日）(4)により一括して料金を支払われる場合
 - ロ 当社の都合により 30（料金その他の支払方法）(1)ハに該当し、かつ、電気の供給を開始した日の属する月およびその翌月の料金の算定期間の料金を 30（料金その他の支払方法）(1)ハにより支払われる場合
 - ハ その他特別の事情がある場合
- なお、発行手数料は、料金とあわせて支払っていただきます。
- (4) 発行手数料は、次のとおりといたします。
- イ (2)イの場合

1 料金の算定期間および 1 契約につき	110 円 00 銭
----------------------	------------

ロ (2)ロの場合

1 料金の算定期間および 1 契約につき	220 円 00 銭
----------------------	------------

30 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、工事費負担金等相当額その他についてはそのつど、原則として当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。
- なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。

イ お客様が指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ お客様が当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ハ お客様が料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。

(2) お客様が料金を(1)イ、ロまたはハにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客様の指定する口座から引き落とされたとき。

ロ (1)ロにより支払われる場合は、料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。

ハ (1)ハにより支払われる場合は、料金がその金融機関等に払い込まれたとき。

(3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社または弁護士法人（以下「債権回収会社等」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社等が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社等が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

(4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(5) 23（検針日）(4)の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。

(6) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客様の承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。

31 延滞利息

(1) お客様が料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料

金を 30 (料金その他の支払方法) (1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客様が指定する口座から引き落とされたとき、または料金を支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払われた場合は、この限りではありません。

- (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

- (3) 延滞利息は、原則として、お客様が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

32 保証金

- (1) 当社は、お客様が次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の 3 月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかつた場合

ロ 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。

(イ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかつた場合

(ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合

- (2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客様の負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。

- (3) 当社は、保証金の預かり期間を 2 年以内で設定いたします。

なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて 2 年以内の預かり期間を設定いたします。

- (4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客様が支払期日を経過してなお料金を支払われなかつた場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することができます。この場合、その残額をお返しいたします。また、当社は、あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。

- (5) 当社は、保証金について利息を付しません。
- (6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。

V 使用および供給

33 適正契約の保持

当社は、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

34 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、託送約款等に定めるところにより、原則として、電灯契約のお客さまについては90パーセント以上、その他のお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。
- (2) お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2以上の中電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお、進相用コンデンサは、託送約款等に定めるところにより、取り付けていただきます。

35 需要場所への立入りによる業務の実施

当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (2) その他この供給約款によって、需給契約の成立、変更または終了等に必要な業務

36 供給の停止

- (1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、電気の供給を停止することがあります。
- (2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当該一般送配電事業者等は、当社の求めに応じ、そのお客さまについて電気の供給を停止することができます。

なお、この場合には、供給停止の 5 日前までに予告いたします。

- イ お客様が料金を支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合
 - ロ お客様が他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合
 - ハ この供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金等相当額その他この供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
- (3) お客様が次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当該一般送配電事業者等は、当社の求めに応じ、そのお客様について電気の供給を停止することがあります。
- イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
 - ロ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
 - ハ 公衆街路灯または農事用電力の場合で、契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。
 - ニ 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき。
 - ホ 農事用電力の場合で、契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。
 - ヘ 35（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
 - ト お客様がその他この供給約款に反した場合

37 供給停止の解除

36（供給の停止）によって当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止した場合で、お客様がその理由となった事実を解消し、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われ、かつ、当社に電気の供給の再開を申し出ていただいたときには、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、すみやかに電気の供給を再開いたします。

38 供給停止期間中の料金

36（供給の停止）によって当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を 27（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。ただし、定額電灯、従量電灯A、従量電灯Bおよび公衆街路灯のお客さまについては、停止期間中の料金を申し受けません。

39 違 約 金

- (1) お客様が 36 (供給の停止) (3) イからホまでに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、この供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6 月以内で当社が決定した期間といたします。

40 使用の制限または中止

- (1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、お客様に電気の使用を制限し、または中止していただくことがあります。
- (2) 当社は、(1)にともなう料金の減額は行いません。

41 損害賠償の免責

- (1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等が接続供給を停止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客様の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 36 (供給の停止) によって電気の供給を停止した場合または 47 (解約等) によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客様の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客様の受けた損害について賠償の責めを負いません。

42 設 備 の 賠 償

- (1) お客様が故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。
 - イ 修理可能の場合
修理費
 - ロ 亡失または修理不可能の場合
帳簿価額と取替工費との合計額

(2) お客様が故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者等から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

VI 契約の変更および終了

43 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、II（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

44 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによるることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等により申し出ていただきます。

45 需給契約の廃止

(1) お客さまが電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

当該一般送配電事業者等は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

(2) 需給契約は、47（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ 当社および当該一般送配電事業者等の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

46 需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費負担金等相当額の精算

(1) お客さま（定額電灯、従量電灯A、従量電灯B、臨時電灯、公衆街路灯および臨時電力のお客さまを除きます。）が、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとされる場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、

次により料金をお客さまに精算していただきます。ただし、当該一般送配電事業者等が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

イ 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとされる場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について、さかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

ロ 契約容量または契約電力を増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとされる場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について、契約容量または契約電力を増加された日の前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

ハ 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

ニ 契約容量または契約電力を増加された日以降1年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少される日以降の契約容量または契約電力が増加された日の前日の契約容

量または契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。)につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。

- (2) (1)の場合で、当社が当該一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまからその金額を申し受けます。

47 解 約 等

- (1) 36(供給の停止)によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または当該一般送配電事業者等の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。
なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。
- (2) お客さまが、45(需給契約の廃止)(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社および当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものいたします。

48 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

VII 供給方法、工事および工事費の負担

49 供給方法および工事

- (1) 電気の需給地点は、当該一般送配電事業者等の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。
- (2) その他の供給方法および工事は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

50 工事費負担金等相当額の申受け等

- (1) 当社が当該一般送配電事業者等から、託送約款等にもとづき、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前に申し受けます。
- (2) お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費負担金に関する必要な事項について、工事着手前に工事費負担金等相当額契約書を作成いたします。
- (3) 当社が当該一般送配電事業者等から、工事完成後、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。
- (4) 託送約款等にもとづき当社の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。
- (5) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取り消し、または変更される場合で、当社が当該一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、請求を受けた金額をお客さまから申し受けます。

附 則

附 則

1 この供給約款の実施期日

この供給約款は、2025年4月1日から実施いたします。

2 従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかる取扱い

- (1) 従量電灯のお客さままで、共同住宅（1建物に2以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸または各居室（以下「各戸」といいます。）が独立の需要場所となりえないため、1需給契約を結んでいる場合の料金は、当分の間、次のいずれかに該当する場合を除いて、(2)により算定いたします。

なお、この場合、お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。

- イ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。
ロ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても、各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。

- (2) 料金は、16（従量電灯）(1)ニ、(2)ニおよび(3)ホにかかわらず、各戸ごとに従量電灯Aまたは従量電灯Bを適用したものとみなして、次のとおり算定いたします。

イ 基本料金

基本料金は、契約電流または契約容量を各戸数で除してえた値に対応する契約電流に相当する基本料金に、各戸数を乗じてえた金額といたします。ただし、従量電灯Aの場合は適用いたしません。

ロ 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金

電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金（従量電灯Aの場合は料金といたします。）は、1月の使用電力量を各戸数で除してえた値（キロワット時）により算定した金額に、各戸数を乗じてえた金額といたします。

3 農事用電力（脱穀調整用電力）のお客さまについての特別措置

この供給約款実施の際現に変更前の特定小売供給約款附則3（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）の適用を受け、脱穀調整用電力を毎年、一定期間を限り、30日以上継続して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。

(1) 契約電力

契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

(2) 料 金

料金は、1年（毎年4月1日から起算いたします。）につき次によって算定された金額および定額制供給の臨時電力に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

契約電力 契約 使用期間	0.5 キロワット	1 キロワット	2 キロワット	3 キロワット	3 キロワットを こえ1キロワッ トを増すごとに
最 初 の 30 日まで	4,102 円 31 錢	7,040 円 82 錢	13,355 円 97 錢	19,670 円 79 錢	4,306 円 22 錢
30日をこえる 1 日につき	64 円 44 錢	128 円 87 錢	257 円 76 錢	386 円 63 錢	128 円 87 錢

ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を下回る場合は、定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を上回る場合は、定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、定額制供給の臨時電力に準じて算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、定額制供給の臨時電力に準じて算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。この場合、基準単価および離島基準単価は、次のとおりといたします。

イ 基準単価

契約電力	0.5 キロワット	1 キロワット	2 キロワット	3 キロワット	3 キロワットを こえ1キロワッ トを増すごとに
1 日につき	28 錢 4 厘	56 錢 8 厘	1 円 13 錢 6 厘	1 円 70 錢 4 厘	56 錢 8 厘

ロ 離島基準単価

契約電力	0.5 キロワット	1 キロワット	2 キロワット	3 キロワット	3 キロワットを こえ1キロワッ トを増すごとに
1 日につき	2 厘	3 厘	8 厘	1 錢 1 厘	3 厘

(3) その他の事項については、本則の農事用電力に準ずるものといたします。

4 災害救助法が適用された場合等の特別措置

2025年4月1日以降に災害が発生し、原則として災害発生日から1年以内に、災害救助法第2条第3項の規定により公示された区域のお客さままたは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災されたお客さまから、公示または指定の日が属する月の6月後の末日までにこの特別措置の適用の申出がある場合の料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。

なお、当社は、お客さまの被害状況を確認するため、原則として罹災証明書等を提出していただきます。

(1) 災害発生日が属する月の前月の料金（支払期日が災害発生日以降のものに限ります。）

および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の支払期日をそれぞれ1月延伸いたします。

(2) お客さまが被災された日（以下「被災日」といいます。）から引き続きまったく電気を使用しない場合には、災害発生日が属する月の6月後の末日までに限り、料金の算定期間ごとに次の割引を行ない、料金を算定いたします。

イ 定額電灯、従量電灯および低圧電力のお客さま

(イ) 割引の対象

定額電灯については需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金とし、その他については基本料金（従量電灯Aの場合は最低料金および最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金とし、また、従量電灯Bで最低月額料金の適用を受ける場合は最低月額料金といたします。）といたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、まったく電気を使用しない日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

(ロ) 割引率

(ハ)に定める割引日数1日ごとに4パーセントといたします。

(ハ) 割引日数

割引日数は、料金の算定期間ごとに、被災日から引き続きまったく電気を使用しない期間の日数といたします。

ロ 臨時電灯、公衆街路灯、臨時電力および農事用電力のお客さま
イに準じて割引を行ない、料金を算定いたします。

(3) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、50（工事費負担金等相当額の申受け等）にかかわらず、工事費負担金等相当額を申し受けません。

イ 被災日から引き続きまったく電気を使用されず、需給契約を廃止された後、災害発生日が属する月の6月後の末日までに被災された需要場所において新たに需給契約の申込みをされた場合で、その申込みにおける契約電流、契約容量または契約電力が被災日の契約電流、契約容量または契約電力をこえないとき。

ロ お客様が、再建等のため、災害発生日が属する月の6月後の末日までに被災された需要場所において新たに臨時電灯または臨時電力の申込みをされた場合

ハ お客様が、再建等のため、災害発生日が属する月の6月後の末日までに引込線、計量器、その付属装置、区分装置、通信設備および電流制限器等の取付位置の変更の申込みをされた場合で、その供給方法が被災日の供給方法と同一であり、原則として初回の工事のとき。

(4) 従量電灯C、臨時電灯C、公衆街路灯B、低圧電力、臨時電力（従量制供給のものに限ります。）および農事用電力のお客さまの契約負荷設備が災害により一時使用不能となった場合、災害発生日が属する月の6月後の末日までに限り、当該契約負荷設備に相当する基本料金を申し受けません。

(5) その他の事項については、本則に準ずるものといたします。

5 この供給約款の実施にともなう切替措置

低圧電力、臨時電力（従量制供給のものに限ります。）および農事用電力のお客さまについて、この供給約款実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、26（料金の算定）および27（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。

別 表

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を電磁的方法等によりお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ 定額制供給の場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯A

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約負荷設備ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。

b 臨時電灯Aおよび臨時電力

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約種別ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再

生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aの場合は、最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、最低料金適用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

ロ お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客様から当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

(イ) (ロ)の場合を除き、お客様からの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(ロ) 定額制供給の場合は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客様の属する検針区域の検針日といたします。

2 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α = 0.1874

β = 0.0899

γ = 1.0036

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 錢とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,800 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (80,800 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,800 円を上回り、かつ、121,200 円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,800 \text{ 円}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 121,200 円を上回る場合

平均燃料価格は、121,200 円といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (121,200 \text{ 円} - 80,800 \text{ 円}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(ロ) 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客様の属する検針区域の検針日といたします。

二 燃料費調整額

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、口によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

b 臨時電灯Aおよび臨時電力

燃料費調整額は、口によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aの場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	67銭1厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1円34銭2厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2円68銭3厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	4円02銭5厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	6円70銭8厘
	100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	3円35銭4厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	2円00銭3厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	4円00銭7厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	2円00銭3厘

(ロ) 臨時電灯A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	5 錢 4 厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	10 錢 8 厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	10 錢 8 厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1 円 08 錢 1 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1 円 08 錢 1 厘

(ハ) 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 13 錢 6 厘
---------------------	--------------

ロ 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	17 錢 3 厘
-------------	----------

(3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を電磁的方法等によりお知らせいたします。

3 離島ユニバーサルサービス調整

(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油

価格

$$\alpha = 1.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

口 離島基準燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島基準燃料価格は、79,300円といたします。

ハ 離島調整上限燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島調整上限燃料価格は、119,000円といたします。

ニ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を下回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$= (\text{離島基準燃料価格} - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{(2) \text{ の離島基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を上回り、かつ、離島調整上限燃料価格以下の場合

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$= (\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{(2) \text{ の離島基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格を上回る場合 離島平均燃料価格は、離島調整上限燃料価格といたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$= (\text{離島調整上限燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{(2) \text{ の離島基準単価}}{1,000}$$

ホ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に對応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各離島平均燃料価格算定期間に對応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用

期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(ロ) 定額制供給の場合は、各離島平均燃料価格算定期間に応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

へ 離島ユニバーサルサービス調整額

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯A

離島ユニバーサルサービス調整額は、ニによって算定された各契約負荷設備ごとの離島ユニバーサルサービス調整単価の合計といたします。

b 臨時電灯Aおよび臨時電力

離島ユニバーサルサービス調整額は、ニによって算定された各契約種別ごとの離島ユニバーサルサービス調整単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量にニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aの場合は、最低料金の離島ユニバーサルサービス調整額は、最低料金適用電力量にニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものにニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

離島基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	4厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	9厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	1銭8厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	2銭5厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	4銭3厘
	100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	2銭1厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	1銭3厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	2銭5厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	1銭3厘

(ロ) 臨時電灯A

離島基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとお

りといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	0 厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	1 厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	1 厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	7 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	7 厘

(八) 臨時電力

離島基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の離島基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の離島基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	8 厘
---------------------	-----

□ 従量制供給の場合

離島基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	1 厘
-------------	-----

(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格および(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を電磁的方法等によりお知らせいたします。

4 契約負荷設備の総容量の算定

(1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契

約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値をえたものといたします。

(イ) 住宅、アパート、寮、病院、学校、寺院およびこれに準ずるもの。

1 差込口につき 50 ボルトアンペア

(ロ) (イ)以外の場合

1 差込口につき 100 ボルトアンペア

(2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は、同一業種の1回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき、契約負荷設備の総容量（入力）を算定いたします。

5 負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。

イ けい光灯

	換 算 容 量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
高 力 率 型	管灯の定格消費電力 (ワット) × 150 パーセント	管灯の定格消費電力 (ワット) × 125 パーセント
低 力 率 型	管灯の定格消費電力 (ワット) × 200 パーセント	

ロ ネオン管灯

2 次 電 壓 (ボルト)	換 算 容 量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高 力 率 型	低 力 率 型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ スリームラインランプ

管の長さ (ミリメートル)	換 算 容 量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
999 以下	40	40
1,149〃	60	60
1,556〃	70	70
1,759〃	80	80
2,368〃	100	100

二 水銀灯

出 力 (ワット)	換 算 容 量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高 力 率 型	低 力 率 型	
40 以下	60	130	50
60〃	80	170	70
80〃	100	190	90
100〃	150	200	130
125〃	160	290	145
200〃	250	400	230
250〃	300	500	270
300〃	350	550	325
400〃	500	750	435
700〃	800	1,200	735
1,000〃	1,200	1,750	1,005

(2) 誘導電動機

イ 単相誘導電動機

- (イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力 [キロワット]）は、換算率 100.0 パーセントを乗じたものといたします。
- (ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

出 力 (ワット)	換 算 容 量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高 力 率 型	低 力 率 型	
35 以下	—	160	出力 (ワット) × 133.0 パーセント
45〃	—	180	
65〃	—	230	
100〃	250	350	
200〃	400	550	
400〃	600	850	
550〃	900	1,200	
750〃	1,000	1,400	

□ 3相誘導電動機

換算容量 (入力 [キロワット])
出 力 (馬 力) × 93.3 パーセント
出 力 (キロワット) × 125.0 パーセント

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別 (携帯型および移動 型を含みます。)	最高定格 管電圧 (キロボルトピーク)	管電流(短時間定格電流) (ミリアンペア)	換算容量(入力) (キロボルトアンペア)
治療用装置			定格1次最大入力(キロボルトアンペア)の値 といたします。
診察用装置	95キロボルトピーク以下	20ミリアンペア以下	1
		20ミリアンペア超過 30ミリアンペア以下	1.5
		30〃 50〃	2
		50〃 100〃	3
		100〃 200〃	4
		200〃 300〃	5
		300〃 500〃	7.5
		500〃 1,000〃	10
	100キロボルトピーク以上	200ミリアンペア以下	5
		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	6
		300〃 500〃	8
		500〃 1,000〃	13.5
蓄電器放電式 診察用装置	100キロボルトピーク超過	500ミリアンペア以下	9.5
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	16
	125キロボルトピーク超過	500ミリアンペア以下	11
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	19.5
	150キロボルトピーク以下		
コンデンサ容量		0.75マイクロファラッド以下	1
0.75マイクロファラッド超過 1.5マイクロファラッド		〃	2
1.5マイクロファラッド 〃 3マイクロファラッド 〃			3

(4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 日本産業規格に適合した機器(コンデンサ内蔵型を除きます。)の場合

$$\text{入力(キロワット)} = \text{最大定格1次入力(キロボルトアンペア)} \times 70\text{パーセント}$$

ロ イ以外の場合

$$\text{入力(キロワット)} = \text{実測した1次入力(キロボルトアンペア)} \times 70\text{パーセント}$$

(5) その他

- イ (1), (2), (3) および(4)によることが不適当と認められる電気機器の換算容量（入力）は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。
- ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて 1 契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。
- ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

6 契約容量および契約電力の算定方法

16（従量電灯）(3)ニ(ロ)または 19（低圧電力）(4)ロの場合の契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100 パーセントといたします。）を乗じます。

- (1) 供給電気方式および供給電圧が交流单相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流单相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流单相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。

- (2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

7 日割計算の基本算式

- (1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ 基本料金、最低料金、最低月額料金または定額制供給の料金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし、26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は, } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{ といたします。}$$

ロ 従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

- (イ) 従量電灯 A

$$\text{最低料金適用電力量} = 9 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。

(ロ) 従量電灯Bおよび従量電灯C

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 160 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ハ) (イ)または(ロ)によって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ニ) 26(料金の算定) (1)ハに該当する場合は、(イ)および(ロ)の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は, } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{ といたします。}$$

(2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

(3) 定額制供給の場合または25(使用電力量の算定)(4)の場合は、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅したときの(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、(2)に準ずるものといたします。この場合、(2)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日とし、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は、消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

(4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう暦日数

は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

- (5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う
経過措置に関する省令第 23 条の規定に基づく添付書類

- 1 変更を必要とする理由
- 2 特定小売供給約款の変更の内容および新旧対比表

1 変更を必要とする理由

変更を必要とする理由

このたび当社は、第 72 回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（2024 年 3 月 29 日開催）において、災害時の特別な措置について、託送供給等約款において規定する変更がなされた後、同等の措置が講じられるよう特定小売供給約款において規定する整理がなされたことを踏まえ、当該内容等を供給条件に反映するべく、特定小売供給約款を変更することといたしました。

つきましては、平成 26 年改正法附則第 16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 19 条第 4 項の規定にもとづき、ここに特定小売供給約款の変更を届け出る次第であります。

2 特定小売供給約款の変更の内容 および新旧対比表

特定小売供給約款の変更の内容

平成 26 年改正法附則第 16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 19 条第 4 項の規定にもとづき届け出る特定小売供給約款の変更につきましては、以下の見直しを行ないました。

- ・災害時の特別な措置の規定
- ・その他の今日的見直し

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款（ <u>2024</u> 年4月1日実施）	特定小売供給約款（ <u>2025</u> 年4月1日実施）
特定小売供給約款	特定小売供給約款
<u>2024</u> 年4月1日実施	<u>2025</u> 年4月1日実施
北海道電力株式会社	北海道電力株式会社

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (2024年4月1日実施)	特定小売供給約款 (2025年4月1日実施)
特定小売供給約款	
目 次	
I 総 則	
1 適 用	1
2 供給約款の届出および変更	1
3 定 義	1
4 単位および端数処理	2
5 実 施 細 目	3
II 契約の申込み	
6 需給契約の申込み	4
7 需給契約の成立および契約期間	4
8 需 要 場 所	5
9 需給契約の単位	5
10 供 給 の 開 始	5
11 供 給 の 单 位	6
12 承 諾 の 限 界	6
13 需給契約書の作成	6
III 契約種別および料金	
14 契 約 種 別	7
15 定 額 電 灯	7
16 従 量 電 灯	9
17 臨 時 電 灯	14
18 公 衆 街 路 灯	18
19 低 圧 電 力	22
20 臨 時 電 力	24
21 農 事 用 電 力	26
IV 料金の算定および支払い	
22 料金の適用開始の時期	28
23 檢 針 日	28
24 料金の算定期間	28
25 使用電力量の算定	29
特定小売供給約款	
目 次	
I 総 則	
1 適 用	1
2 供給約款の届出および変更	1
3 定 義	1
4 単位および端数処理	2
5 実 施 細 目	3
II 契約の申込み	
6 需給契約の申込み	4
7 需給契約の成立および契約期間	4
8 需 要 場 所	5
9 需給契約の単位	5
10 供 給 の 開 始	5
11 供 給 の 单 位	6
12 承 諾 の 限 界	6
13 需給契約書の作成	6
III 契約種別および料金	
14 契 約 種 別	7
15 定 額 電 灯	7
16 従 量 電 灯	9
17 臨 時 電 灯	14
18 公 衆 街 路 灯	18
19 低 圧 電 力	22
20 臨 時 電 力	24
21 農 事 用 電 力	26
IV 料金の算定および支払い	
22 料金の適用開始の時期	28
23 檢 針 日	28
24 料金の算定期間	28
25 使用電力量の算定	29

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (2024年4月1日実施)		特定小売供給約款 (2025年4月1日実施)	
26 料金の算定	29	26 料金の算定	29
27 日割計算	30	27 日割計算	30
28 料金の支払義務および支払期日	30	28 料金の支払義務および支払期日	30
29 料金等のお知らせおよび請求	31	29 料金等のお知らせおよび請求	31
30 料金その他の支払方法	31	30 料金その他の支払方法	31
31 延滞利息	32	31 延滞利息	32
32 保証金	33	32 保証金	33
V 使用および供給		V 使用および供給	
33 適正契約の保持	35	33 適正契約の保持	35
34 力率の保持	35	34 力率の保持	35
35 需要場所への立入りによる業務の実施	35	35 需要場所への立入りによる業務の実施	35
36 供給の停止	35	36 供給の停止	35
37 供給停止の解除	36	37 供給停止の解除	36
38 供給停止期間中の料金	36	38 供給停止期間中の料金	36
39 違約金	37	39 違約金	37
40 使用の制限または中止	37	40 使用の制限または中止	37
41 損害賠償の免責	37	41 損害賠償の免責	37
42 設備の賠償	37	42 設備の賠償	37
VI 契約の変更および終了		VI 契約の変更および終了	
43 需給契約の変更	39	43 需給契約の変更	39
44 名義の変更	39	44 名義の変更	39
45 需給契約の廃止	39	45 需給契約の廃止	39
46 需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費負担金等相当額の精算	39	46 需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費負担金等相当額の精算	39
47 解約等	41	47 解約等	41
48 需給契約消滅後の債権債務関係	41	48 需給契約消滅後の債権債務関係	41
VII 供給方法、工事および工事費の負担		VII 供給方法、工事および工事費の負担	
49 供給方法および工事	42	49 供給方法および工事	42
50 工事費負担金等相当額の申受け等	42	50 工事費負担金等相当額の申受け等	42
附 則	43	附 則	43
別 表	51	別 表	47

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款（ <u>2024</u> 年4月1日実施）	特定小売供給約款（ <u>2025</u> 年4月1日実施）
I 総 則	I 総 則
<p>1 適 用</p> <p>(1) 当社が、一般送配電事業者または配電事業者が維持および運用する供給設備を介して特定需要に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この特定小売供給約款（以下「この供給約款」といいます。）によります。</p> <p>(2) この供給約款は、当社の供給区域である次の地域に適用いたします。 北海道</p>	<p>1 適 用</p> <p>(1) 当社が、一般送配電事業者または配電事業者が維持および運用する供給設備を介して特定需要に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この特定小売供給約款（以下「この供給約款」といいます。）によります。</p> <p>(2) この供給約款は、当社の供給区域である次の地域に適用いたします。 北海道</p>
<p>2 供給約款の届出および変更</p> <p>(1) この供給約款は、<u>電気事業法附則第18条第4項</u>の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。</p> <p>(2) 当社は、経済産業大臣の認可を受け、または経済産業大臣に届け出て、この供給約款を変更することができます。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の特定小売供給約款によります。</p>	<p>2 供給約款の届出および変更</p> <p>(1) この供給約款は、<u>電気事業法附則第16条第4項</u>の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される<u>旧電気事業法第19条第4項</u>の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。</p> <p>(2) 当社は、経済産業大臣の認可を受け、または経済産業大臣に届け出て、この供給約款を変更することができます。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の特定小売供給約款によります。</p>
<p>3 定 義</p> <p>次の言葉は、この供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。</p> <p>(1) 低 壓 標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。</p> <p>(2) 電 灯 白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。</p> <p>(3) 小型機器 主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。</p> <p>(4) 動 力 電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。</p> <p>(5) 契約負荷設備 契約上使用できる負荷設備をいいます。</p> <p>(6) 契約主開閉器 契約上設定されるしや断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路</p>	<p>3 定 義</p> <p>次の言葉は、この供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。</p> <p>(1) 低 壓 標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。</p> <p>(2) 電 灯 白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。</p> <p>(3) 小型機器 主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。</p> <p>(4) 動 力 電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。</p> <p>(5) 契約負荷設備 契約上使用できる負荷設備をいいます。</p> <p>(6) 契約主開閉器 契約上設定されるしや断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路</p>

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款（ <u>2024年4月1日実施</u> ）	特定小売供給約款（ <u>2025年4月1日実施</u> ）
<p>をしや断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。</p> <p>(7) 契約電流 契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。</p> <p>(8) 契約容量 契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。</p> <p>(9) 契約電力 契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。</p> <p>(10) 貿易統計 関税法にもとづき公表される統計をいいます。</p> <p>(11) 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。</p> <p>(12) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。</p>	<p>をしや断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。</p> <p>(7) 契約電流 契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。</p> <p>(8) 契約容量 契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。</p> <p>(9) 契約電力 契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。</p> <p>(10) 貿易統計 関税法にもとづき公表される統計をいいます。</p> <p>(11) 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。</p> <p>(12) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。</p>
<p>4 単位および端数処理 この供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。</p> <p>(1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(3) 契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、低圧電力、臨時電力または農事用電力については、19（低圧電力）(4)を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは、契約電力を0.5キロワットといたします。</p> <p>(4) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位</p>	<p>4 単位および端数処理 この供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。</p> <p>(1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(3) 契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、低圧電力、臨時電力または農事用電力については、19（低圧電力）(4)を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは、契約電力を0.5キロワットといたします。</p> <p>(4) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位</p>

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款（2024年4月1日実施）	特定小売供給約款（2025年4月1日実施）
<p>で四捨五入いたします。ただし、30分ごとの使用電力量の単位は、最小位までといたします。</p> <p>(5) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p>	<p>で四捨五入いたします。ただし、30分ごとの使用電力量の単位は、最小位までといたします。</p> <p>(5) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p>
<p>5 実施細目</p> <p>この供給約款の実施上必要な細目的事項は、この供給約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。</p>	<p>5 実施細目</p> <p>この供給約款の実施上必要な細目的事項は、この供給約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。</p>

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款（ <u>2024</u> 年4月1日実施）	特定小売供給約款（ <u>2025</u> 年4月1日実施）
II 契約の申込み	II 契約の申込み
<p>6 需給契約の申込み</p> <p>(1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの供給約款およびお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。</p> <p>契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい、託送約款等に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約負荷設備、契約主開閉器、契約電流、契約容量、契約電力、発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。）、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法</p> <p>(2) 契約負荷設備、契約電流、契約容量および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出させていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出させていただきます。</p> <p>(3) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当該一般送配電事業者等へ供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。</p>	<p>6 需給契約の申込み</p> <p>(1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの供給約款およびお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。</p> <p>契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい、託送約款等に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約負荷設備、契約主開閉器、契約電流、契約容量、契約電力、発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。）、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法</p> <p>(2) 契約負荷設備、契約電流、契約容量および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出させていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出させていただきます。</p> <p>(3) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当該一般送配電事業者等へ供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。</p>
<p>7 需給契約の成立および契約期間</p> <p>(1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。</p> <p>(2) 契約期間は、次によります。</p> <p>イ 契約期間は、臨時電灯および臨時電力の場合を除き、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年3月31までの期間をいいます。）の末日までといたします。</p> <p>ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。</p> <p>ハ 臨時電灯および臨時電力の契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了の日までといたします。</p>	<p>7 需給契約の成立および契約期間</p> <p>(1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。</p> <p>(2) 契約期間は、次によります。</p> <p>イ 契約期間は、臨時電灯および臨時電力の場合を除き、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年3月31までの期間をいいます。）の末日までといたします。</p> <p>ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。</p> <p>ハ 臨時電灯および臨時電力の契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了の日までといたします。</p>

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款（2024年4月1日実施）	特定小売供給約款（2025年4月1日実施）
<p>ニ お客様の需要場所が、電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、イ、ロおよびハにかかわらず、当該指定区域に対し電気事業法第2条第1項第8号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。</p>	<p>ニ お客様の需要場所が、電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、イ、ロおよびハにかかわらず、当該指定区域に対し電気事業法第2条第1項第8号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。</p>
<p>8 需要場所 需要場所は、託送約款等に定めるところによるものといたします。</p>	<p>8 需要場所 需要場所は、託送約款等に定めるところによるものといたします。</p>
<p>9 需給契約の単位 当社は、次の場合を除き、1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。 (1) 1需要場所において、次の2以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の1契約種別（(2)の場合は、2契約種別といたします。）とをあわせて契約する場合 臨時電灯のうちの1契約種別、臨時電力、農事用電力 (2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、定額電灯と低圧電力、または従量電灯のうちの1契約種別と低圧電力をあわせて契約する場合 (3) 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、当該一般送配電事業者等が技術上、保安上適当と認めたとき。</p>	<p>9 需給契約の単位 当社は、次の場合を除き、1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。 (1) 1需要場所において、次の2以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の1契約種別（(2)の場合は、2契約種別といたします。）とをあわせて契約する場合 臨時電灯のうちの1契約種別、臨時電力、農事用電力 (2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、定額電灯と低圧電力、または従量電灯のうちの1契約種別と低圧電力をあわせて契約する場合 (3) 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、当該一般送配電事業者等が技術上、保安上適当と認めたとき。</p>
<p>10 供給の開始 (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。 (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになつた場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。</p>	<p>10 供給の開始 (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。 (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになつた場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。</p>
<p>11 供給の単位 当社は、託送約款等に定めるところにより、原則として、1需給契約につき、1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。</p>	<p>11 供給の単位 当社は、託送約款等に定めるところにより、原則として、1需給契約につき、1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。</p>

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (2024年4月1日実施)	特定小売供給約款 (2025年4月1日実施)
<p>12 承諾の限界</p> <p>当社は、法令、電気の需給状況、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。</p>	<p>12 承諾の限界</p> <p>当社は、法令、電気の需給状況、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。</p>
<p>13 需給契約書の作成</p> <p>特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。</p>	<p>13 需給契約書の作成</p> <p>特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。</p>

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (2024年4月1日実施)		特定小売供給約款 (2025年4月1日実施)																																													
III 契約種別および料金		III 契約種別および料金																																													
14 契約種別		14 契約種別																																													
契約種別は、次のとおりといたします。		契約種別は、次のとおりといたします。																																													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">需 要 区 分</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">契 約 種 別</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">電 灯</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">定額電灯</td></tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle; padding: 2px;">需 要</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">A</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">B</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">C</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">電 力 需 要</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">A</td></tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle; padding: 2px;">需 要</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">B</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">C</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">A</td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 2px;">B</td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 2px;">低圧電力</td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 2px;">臨時電力</td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 2px;">農事用電力</td></tr> </tbody> </table>		需 要 区 分	契 約 種 別	電 灯	定額電灯	需 要	A	B	C	電 力 需 要	A	需 要	B	C	A	B		低圧電力		臨時電力		農事用電力		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">需 要 区 分</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">契 約 種 別</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">電 灯</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">定額電灯</td></tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle; padding: 2px;">需 要</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">A</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">B</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">C</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">電 力 需 要</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">A</td></tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle; padding: 2px;">需 要</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">B</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">C</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">A</td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 2px;">B</td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 2px;">低圧電力</td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 2px;">臨時電力</td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 2px;">農事用電力</td></tr> </tbody> </table>		需 要 区 分	契 約 種 別	電 灯	定額電灯	需 要	A	B	C	電 力 需 要	A	需 要	B	C	A	B		低圧電力		臨時電力		農事用電力	
需 要 区 分	契 約 種 別																																														
電 灯	定額電灯																																														
需 要	A																																														
	B																																														
	C																																														
電 力 需 要	A																																														
需 要	B																																														
	C																																														
	A																																														
B																																															
低圧電力																																															
臨時電力																																															
農事用電力																																															
需 要 区 分	契 約 種 別																																														
電 灯	定額電灯																																														
需 要	A																																														
	B																																														
	C																																														
電 力 需 要	A																																														
需 要	B																																														
	C																																														
	A																																														
B																																															
低圧電力																																															
臨時電力																																															
農事用電力																																															
15 定額電灯		15 定額電灯																																													
(1) 適用範囲		(1) 適用範囲																																													
<p>電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が400ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。</p>		<p>電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が400ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。</p>																																													
(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数		(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数																																													
<p>供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、お客様に特別の事情があると当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。</p>		<p>供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、お客様に特別の事情があると当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。</p>																																													
(3) 契約負荷設備		(3) 契約負荷設備																																													
<p>契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。</p>		<p>契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。</p>																																													
(4) 料金		(4) 料金																																													
<p>料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表1（再生可能エネ</p>		<p>料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表1（再生可能エネ</p>																																													

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (2024年4月1日実施)	特定小売供給約款 (2025年4月1日実施)																												
<p>ルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表2(燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を下回る場合は、別表2(燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を上回る場合は、別表2(燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整) (1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整) (1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整) (1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整) (1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</p> <p>イ 需要家料金 需要家料金は、1月につき次のとおりといたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">1 契約につき</td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">93円50銭</td> </tr> </table> <p>ロ 電 灯 料 金 (イ) 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">10ワットまでの1灯につき</td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">128円66銭</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき</td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">239円75銭</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき</td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">461円90銭</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき</td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">684円06銭</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき</td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">1,128円37銭</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに</td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">564円20銭</td> </tr> </table> <p>(ロ) ネオングルーランプ、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。</p> <p>(ハ) 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。</p> <p>ハ 小型機器料金</p>	1 契約につき	93円50銭	10ワットまでの1灯につき	128円66銭	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	239円75銭	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	461円90銭	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	684円06銭	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	1,128円37銭	100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	564円20銭	<p>ルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表2(燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を下回る場合は、別表2(燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を上回る場合は、別表2(燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整) (1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整) (1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整) (1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整) (1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</p> <p>イ 需要家料金 需要家料金は、1月につき次のとおりといたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">1 契約につき</td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">93円50銭</td> </tr> </table> <p>ロ 電 灯 料 金 (イ) 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">10ワットまでの1灯につき</td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">128円66銭</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき</td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">239円75銭</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき</td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">461円90銭</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき</td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">684円06銭</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき</td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">1,128円37銭</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに</td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">564円20銭</td> </tr> </table> <p>(ロ) ネオングルーランプ、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。</p> <p>(ハ) 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。</p> <p>ハ 小型機器料金</p>	1 契約につき	93円50銭	10ワットまでの1灯につき	128円66銭	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	239円75銭	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	461円90銭	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	684円06銭	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	1,128円37銭	100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	564円20銭
1 契約につき	93円50銭																												
10ワットまでの1灯につき	128円66銭																												
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	239円75銭																												
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	461円90銭																												
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	684円06銭																												
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	1,128円37銭																												
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	564円20銭																												
1 契約につき	93円50銭																												
10ワットまでの1灯につき	128円66銭																												
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	239円75銭																												
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	461円90銭																												
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	684円06銭																												
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	1,128円37銭																												
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	564円20銭																												

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (2024年4月1日実施)	特定小売供給約款 (2025年4月1日実施)												
<p>小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)に応じ1月につき次のとおりといたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">50 ボルトアンペアまでの1機器につき</td><td style="padding: 2px; text-align: right;">417 円 12 銭</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき</td><td style="padding: 2px; text-align: right;">761 円 65 銭</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 50 ボルトアンペアまでごとに</td><td style="padding: 2px; text-align: right;">380 円 82 銭</td></tr> </table>	50 ボルトアンペアまでの1機器につき	417 円 12 銭	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	761 円 65 銭	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 50 ボルトアンペアまでごとに	380 円 82 銭	<p>小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)に応じ1月につき次のとおりといたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">50 ボルトアンペアまでの1機器につき</td><td style="padding: 2px; text-align: right;">417 円 12 銭</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき</td><td style="padding: 2px; text-align: right;">761 円 65 銭</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 50 ボルトアンペアまでごとに</td><td style="padding: 2px; text-align: right;">380 円 82 銭</td></tr> </table>	50 ボルトアンペアまでの1機器につき	417 円 12 銭	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	761 円 65 銭	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 50 ボルトアンペアまでごとに	380 円 82 銭
50 ボルトアンペアまでの1機器につき	417 円 12 銭												
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	761 円 65 銭												
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 50 ボルトアンペアまでごとに	380 円 82 銭												
50 ボルトアンペアまでの1機器につき	417 円 12 銭												
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	761 円 65 銭												
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 50 ボルトアンペアまでごとに	380 円 82 銭												
<p>(5) その他 当該一般送配電事業者等は、必要に応じて電流制限器を取り付けます。</p>	<p>(5) その他 当該一般送配電事業者等は、必要に応じて電流制限器を取り付けます。</p>												
<p>16 従量電灯</p> <p>(1) 従量電灯A</p> <p>イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(イ) 使用する最大電流(交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。)が5アンペア以下であること。</p> <p>(ロ) 定額電灯を適用できること。</p> <p>ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。</p> <p>ハ 契約電流 (イ) 契約電流は、5アンペアといたします。</p> <p>(ロ) 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客様において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。</p> <p>ニ 料金 料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2(燃</p>	<p>16 従量電灯</p> <p>(1) 従量電灯A</p> <p>イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(イ) 使用する最大電流(交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。)が5アンペア以下であること。</p> <p>(ロ) 定額電灯を適用できること。</p> <p>ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。</p> <p>ハ 契約電流 (イ) 契約電流は、5アンペアといたします。</p> <p>(ロ) 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客様において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。</p> <p>ニ 料金 料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2(燃</p>												

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (2024年4月1日実施)	特定小売供給約款 (2025年4月1日実施)												
<p>料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を下回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を上回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</p>	<p>料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を下回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を上回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</p>												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">最 低 料 金</td><td>1 契約につき最初の 9 キロワット時まで</td><td style="width: 15%;">417 円 19 銭</td></tr> <tr> <td>電 力 量 料 金</td><td>上記をこえる 1 キロワット時につき</td><td>35 円 35 銭</td></tr> </table>	最 低 料 金	1 契約につき最初の 9 キロワット時まで	417 円 19 銭	電 力 量 料 金	上記をこえる 1 キロワット時につき	35 円 35 銭	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">最 低 料 金</td><td>1 契約につき最初の 9 キロワット時まで</td><td style="width: 15%;">417 円 19 銭</td></tr> <tr> <td>電 力 量 料 金</td><td>上記をこえる 1 キロワット時につき</td><td>35 円 35 銭</td></tr> </table>	最 低 料 金	1 契約につき最初の 9 キロワット時まで	417 円 19 銭	電 力 量 料 金	上記をこえる 1 キロワット時につき	35 円 35 銭
最 低 料 金	1 契約につき最初の 9 キロワット時まで	417 円 19 銭											
電 力 量 料 金	上記をこえる 1 キロワット時につき	35 円 35 銭											
最 低 料 金	1 契約につき最初の 9 キロワット時まで	417 円 19 銭											
電 力 量 料 金	上記をこえる 1 キロワット時につき	35 円 35 銭											
(2) 従量電灯B イ 適用範囲 <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(イ) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。</p> <p>(ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。</p> <p>ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適當と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することができます。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することができます。</p> <p>ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧</p>	(2) 従量電灯B イ 適用範囲 <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(イ) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。</p> <p>(ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。</p> <p>ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適當と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することができます。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することができます。</p> <p>ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧</p>												

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (2024年4月1日実施)	特定小売供給約款 (2025年4月1日実施)																								
200 ボルトとすることがあります。	200 ボルトとすることがあります。																								
ハ 契約電流	ハ 契約電流																								
(イ) 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは60 アンペアのいずれかとし、お客様の申出によって定めます。	(イ) 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは60 アンペアのいずれかとし、お客様の申出によって定めます。																								
(ロ) 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客様において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けていませんことがあります。	(ロ) 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客様において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けていませんことがあります。																								
ニ 料 金	ニ 料 金																								
料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。	料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。																								
(イ) 基本料金	(イ) 基本料金																								
基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。	基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">契約電流 10 アンペア</td> <td style="padding: 2px;">402 円 60 銭</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">契約電流 15 アンペア</td> <td style="padding: 2px;">603 円 90 銭</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">契約電流 20 アンペア</td> <td style="padding: 2px;">805 円 20 銭</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">契約電流 30 アンペア</td> <td style="padding: 2px;">1,207 円 80 銭</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">契約電流 40 アンペア</td> <td style="padding: 2px;">1,610 円 40 銭</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">契約電流 50 アンペア</td> <td style="padding: 2px;">2,013 円 00 銭</td> </tr> </table>	契約電流 10 アンペア	402 円 60 銭	契約電流 15 アンペア	603 円 90 銭	契約電流 20 アンペア	805 円 20 銭	契約電流 30 アンペア	1,207 円 80 銭	契約電流 40 アンペア	1,610 円 40 銭	契約電流 50 アンペア	2,013 円 00 銭	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">契約電流 10 アンペア</td> <td style="padding: 2px;">402 円 60 銭</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">契約電流 15 アンペア</td> <td style="padding: 2px;">603 円 90 銭</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">契約電流 20 アンペア</td> <td style="padding: 2px;">805 円 20 銭</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">契約電流 30 アンペア</td> <td style="padding: 2px;">1,207 円 80 銭</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">契約電流 40 アンペア</td> <td style="padding: 2px;">1,610 円 40 銭</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">契約電流 50 アンペア</td> <td style="padding: 2px;">2,013 円 00 銭</td> </tr> </table>	契約電流 10 アンペア	402 円 60 銭	契約電流 15 アンペア	603 円 90 銭	契約電流 20 アンペア	805 円 20 銭	契約電流 30 アンペア	1,207 円 80 銭	契約電流 40 アンペア	1,610 円 40 銭	契約電流 50 アンペア	2,013 円 00 銭
契約電流 10 アンペア	402 円 60 銭																								
契約電流 15 アンペア	603 円 90 銭																								
契約電流 20 アンペア	805 円 20 銭																								
契約電流 30 アンペア	1,207 円 80 銭																								
契約電流 40 アンペア	1,610 円 40 銭																								
契約電流 50 アンペア	2,013 円 00 銭																								
契約電流 10 アンペア	402 円 60 銭																								
契約電流 15 アンペア	603 円 90 銭																								
契約電流 20 アンペア	805 円 20 銭																								
契約電流 30 アンペア	1,207 円 80 銭																								
契約電流 40 アンペア	1,610 円 40 銭																								
契約電流 50 アンペア	2,013 円 00 銭																								

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (2024年4月1日実施)		特定小売供給約款 (2025年4月1日実施)	
契約電流 60 アンペア	2,415 円 60 銭	契約電流 60 アンペア	2,415 円 60 銭
(ロ) 電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。		(ロ) 電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。	
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	35 円 35 銭	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	35 円 35 銭
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	41 円 64 銭	120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	41 円 64 銭
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	45 円 36 銭	280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	45 円 36 銭
(ハ) 最低月額料金 (イ) および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の金額を下回る場合は、その1月の料金は、次の金額および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。		(ハ) 最低月額料金 (イ) および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の金額を下回る場合は、その1月の料金は、次の金額および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。	
1 契約につき	417 円 19 銭	1 契約につき	417 円 19 銭
(3) 従量電灯C イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。		(3) 従量電灯C イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。	
(イ) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。		(イ) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。	
(ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。)が 50 キロワット未満であること。		(ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。)が 50 キロワット未満であること。	
ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適當と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することができます。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することができます。		ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適當と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することができます。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することができます。	
ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当該一般送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることができます。		ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当該一般送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることができます。	
ハ 契約負荷設備		ハ 契約負荷設備	

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款（2024年4月1日実施）	特定小売供給約款（2025年4月1日実施）																
契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。	契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。																
ニ 契 約 容 量	ニ 契 約 容 量																
(イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表4（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。	(イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表4（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">最初の6キロボルトアンペアにつき</td><td style="padding: 2px;">95パーセント</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">次の14キロボルトアンペアにつき</td><td style="padding: 2px;">85パーセント</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">次の30キロボルトアンペアにつき</td><td style="padding: 2px;">75パーセント</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">50キロボルトアンペアをこえる部分につき</td><td style="padding: 2px;">65パーセント</td></tr> </table>	最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント	次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント	次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント	50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">最初の6キロボルトアンペアにつき</td><td style="padding: 2px;">95パーセント</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">次の14キロボルトアンペアにつき</td><td style="padding: 2px;">85パーセント</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">次の30キロボルトアンペアにつき</td><td style="padding: 2px;">75パーセント</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">50キロボルトアンペアをこえる部分につき</td><td style="padding: 2px;">65パーセント</td></tr> </table>	最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント	次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント	次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント	50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント
最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント																
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント																
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント																
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント																
最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント																
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント																
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント																
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント																
(ロ) お客様が契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表6（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。	(ロ) お客様が契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表6（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。																
なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。	なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。																
ホ 料 金	ホ 料 金																
料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。	料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。																
(イ) 基本料金	(イ) 基本料金																

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (2024年4月1日実施)	特定小売供給約款 (2025年4月1日実施)												
<p>基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">契約容量 1 キロボルトアンペアにつき</td><td style="padding: 2px; text-align: right;">402 円 60 銭</td></tr> </table>	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	402 円 60 銭	<p>基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">契約容量 1 キロボルトアンペアにつき</td><td style="padding: 2px; text-align: right;">402 円 60 銭</td></tr> </table>	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	402 円 60 銭								
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	402 円 60 銭												
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	402 円 60 銭												
(ロ) 電力量料金	(ロ) 電力量料金												
電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。	電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td style="padding: 2px; text-align: right;">35 円 35 銭</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td style="padding: 2px; text-align: right;">41 円 64 銭</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</td><td style="padding: 2px; text-align: right;">45 円 36 銭</td></tr> </table>	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	35 円 35 銭	120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	41 円 64 銭	280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	45 円 36 銭	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td style="padding: 2px; text-align: right;">35 円 35 銭</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td style="padding: 2px; text-align: right;">41 円 64 銭</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</td><td style="padding: 2px; text-align: right;">45 円 36 銭</td></tr> </table>	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	35 円 35 銭	120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	41 円 64 銭	280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	45 円 36 銭
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	35 円 35 銭												
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	41 円 64 銭												
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	45 円 36 銭												
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	35 円 35 銭												
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	41 円 64 銭												
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	45 円 36 銭												
17 臨時電灯	17 臨時電灯												
(1) 臨時電灯A	(1) 臨時電灯A												
イ 適用範囲	イ 適用範囲												
電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、その総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)が3キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。	電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、その総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)が3キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。												
ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数	ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数												
供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。	供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。												
ハ 料 金	ハ 料 金												
料金は、契約負荷設備の総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)によって1日につき次によって算定された金額および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3(離島ユ	料金は、契約負荷設備の総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)によって1日につき次によって算定された金額および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3(離島ユ												

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (2024年4月1日実施)	特定小売供給約款 (2025年4月1日実施)																				
<p>ニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整) (1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整) (1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整) (1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整) (1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額をえたものといたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">総容量が50ボルトアンペアまでの場合</td><td style="padding: 2px; text-align: right;">13円26銭</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合</td><td style="padding: 2px; text-align: right;">26円53銭</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに</td><td style="padding: 2px; text-align: right;">26円53銭</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合</td><td style="padding: 2px; text-align: right;">265円38銭</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに</td><td style="padding: 2px; text-align: right;">265円38銭</td></tr> </table>	総容量が50ボルトアンペアまでの場合	13円26銭	総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	26円53銭	総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	26円53銭	総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	265円38銭	総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	265円38銭	<p>ニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整) (1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整) (1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整) (1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整) (1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額をえたものといたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">総容量が50ボルトアンペアまでの場合</td><td style="padding: 2px; text-align: right;">13円26銭</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合</td><td style="padding: 2px; text-align: right;">26円53銭</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに</td><td style="padding: 2px; text-align: right;">26円53銭</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合</td><td style="padding: 2px; text-align: right;">265円38銭</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに</td><td style="padding: 2px; text-align: right;">265円38銭</td></tr> </table>	総容量が50ボルトアンペアまでの場合	13円26銭	総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	26円53銭	総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	26円53銭	総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	265円38銭	総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	265円38銭
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	13円26銭																				
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	26円53銭																				
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	26円53銭																				
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	265円38銭																				
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	265円38銭																				
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	13円26銭																				
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	26円53銭																				
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	26円53銭																				
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	265円38銭																				
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	265円38銭																				
<p>ニ そ の 他</p> <p>(イ) 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。</p> <p>(ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Aを適用いたします。</p> <p>(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。</p> <p>(2) 臨時電灯B</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約電流が40アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。</p> <p>ロ 契約電流</p> <p>(イ) 契約電流は、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客様の申出によって定めます。</p> <p>(ロ) 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客様において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電</p>	<p>ニ そ の 他</p> <p>(イ) 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。</p> <p>(ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Aを適用いたします。</p> <p>(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。</p> <p>(2) 臨時電灯B</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約電流が40アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。</p> <p>ロ 契約電流</p> <p>(イ) 契約電流は、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客様の申出によって定めます。</p> <p>(ロ) 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客様において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電</p>																				

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (2024年4月1日実施)	特定小売供給約款 (2025年4月1日実施)								
<p>流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。</p> <p>ハ 料 金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といいたします。ただし、電力量料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといいたします。</p> <p>(イ) 基本料金</p> <p>基本料金は、1月につき次のとおりといいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といいたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">契約電流10アンペアにつき</td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">440円 55銭</td> </tr> </table> <p>(ロ) 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">1キロワット時につき</td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">49円 86銭</td> </tr> </table> <p>ニ そ の 他</p> <p>(イ) 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。</p> <p>(ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Bを適用いたします。</p> <p>(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Bに準ずるものといいたします。</p> <p>(3) 臨時電灯C</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約</p>	契約電流10アンペアにつき	440円 55銭	1キロワット時につき	49円 86銭	<p>流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。</p> <p>ハ 料 金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といいたします。ただし、電力量料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといいたします。</p> <p>(イ) 基本料金</p> <p>基本料金は、1月につき次のとおりといいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といいたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">契約電流10アンペアにつき</td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">440円 55銭</td> </tr> </table> <p>(ロ) 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">1キロワット時につき</td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">49円 86銭</td> </tr> </table> <p>ニ そ の 他</p> <p>(イ) 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。</p> <p>(ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Bを適用いたします。</p> <p>(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Bに準ずるものといいたします。</p> <p>(3) 臨時電灯C</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約</p>	契約電流10アンペアにつき	440円 55銭	1キロワット時につき	49円 86銭
契約電流10アンペアにつき	440円 55銭								
1キロワット時につき	49円 86銭								
契約電流10アンペアにつき	440円 55銭								
1キロワット時につき	49円 86銭								

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (2024年4月1日実施)	特定小売供給約款 (2025年4月1日実施)								
<p>容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。</p> <p>口 料 金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</p> <p>(イ) 基本料金</p> <p>基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">契約容量1キロボルトアンペアにつき</td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">440円 55銭</td> </tr> </table> <p>(ロ) 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">1キロワット時につき</td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">49円 86銭</td> </tr> </table> <p>ハ そ の 他</p> <p>(イ) 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。</p> <p>(ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Cを適用いたします。</p> <p>(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準ずるものといたします。</p>	契約容量1キロボルトアンペアにつき	440円 55銭	1キロワット時につき	49円 86銭	<p>容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。</p> <p>口 料 金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</p> <p>(イ) 基本料金</p> <p>基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">契約容量1キロボルトアンペアにつき</td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">440円 55銭</td> </tr> </table> <p>(ロ) 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">1キロワット時につき</td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">49円 86銭</td> </tr> </table> <p>ハ そ の 他</p> <p>(イ) 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。</p> <p>(ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Cを適用いたします。</p> <p>(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準ずるものといたします。</p>	契約容量1キロボルトアンペアにつき	440円 55銭	1キロワット時につき	49円 86銭
契約容量1キロボルトアンペアにつき	440円 55銭								
1キロワット時につき	49円 86銭								
契約容量1キロボルトアンペアにつき	440円 55銭								
1キロワット時につき	49円 86銭								
18 公衆街路灯	18 公衆街路灯								
(1) 公衆街路灯A	(1) 公衆街路灯A								

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (2024年4月1日実施)	特定小売供給約款 (2025年4月1日実施)																								
イ 適用範囲 <p>公衆のために、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯、消火せん標識灯、交通信号灯、海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が1キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、昼間にも継続して使用されるものについては、お客さまと当社との協議によって公衆街路灯Bを適用することができます。</p>	イ 適用範囲 <p>公衆のために、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯、消火せん標識灯、交通信号灯、海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が1キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、昼間にも継続して使用されるものについては、お客さまと当社との協議によって公衆街路灯Bを適用することができます。</p>																								
ロ 料 金 <p>料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</p> <p>(イ) 需要家料金 需要家料金は、1月につき次のとおりといたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">1 契約につき</td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">82 円 50 銭</td> </tr> </table> <p>(ロ) 電灯料金</p> <p>a 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">10 ワットまでの1灯につき</td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">123 円 16 銭</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">10 ワットをこえ 20 ワットまでの1灯につき</td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">228 円 75 銭</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">20 ワットをこえ 40 ワットまでの1灯につき</td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">439 円 90 銭</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">40 ワットをこえ 60 ワットまでの1灯につき</td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">651 円 06 銭</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">60 ワットをこえ 100 ワットまでの1灯につき</td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">1,073 円 37 銭</td> </tr> </table>	1 契約につき	82 円 50 銭	10 ワットまでの1灯につき	123 円 16 銭	10 ワットをこえ 20 ワットまでの1灯につき	228 円 75 銭	20 ワットをこえ 40 ワットまでの1灯につき	439 円 90 銭	40 ワットをこえ 60 ワットまでの1灯につき	651 円 06 銭	60 ワットをこえ 100 ワットまでの1灯につき	1,073 円 37 銭	ロ 料 金 <p>料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</p> <p>(イ) 需要家料金 需要家料金は、1月につき次のとおりといたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">1 契約につき</td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">82 円 50 銭</td> </tr> </table> <p>(ロ) 電灯料金</p> <p>a 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">10 ワットまでの1灯につき</td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">123 円 16 銭</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">10 ワットをこえ 20 ワットまでの1灯につき</td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">228 円 75 銭</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">20 ワットをこえ 40 ワットまでの1灯につき</td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">439 円 90 銭</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">40 ワットをこえ 60 ワットまでの1灯につき</td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">651 円 06 銭</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">60 ワットをこえ 100 ワットまでの1灯につき</td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">1,073 円 37 銭</td> </tr> </table>	1 契約につき	82 円 50 銭	10 ワットまでの1灯につき	123 円 16 銭	10 ワットをこえ 20 ワットまでの1灯につき	228 円 75 銭	20 ワットをこえ 40 ワットまでの1灯につき	439 円 90 銭	40 ワットをこえ 60 ワットまでの1灯につき	651 円 06 銭	60 ワットをこえ 100 ワットまでの1灯につき	1,073 円 37 銭
1 契約につき	82 円 50 銭																								
10 ワットまでの1灯につき	123 円 16 銭																								
10 ワットをこえ 20 ワットまでの1灯につき	228 円 75 銭																								
20 ワットをこえ 40 ワットまでの1灯につき	439 円 90 銭																								
40 ワットをこえ 60 ワットまでの1灯につき	651 円 06 銭																								
60 ワットをこえ 100 ワットまでの1灯につき	1,073 円 37 銭																								
1 契約につき	82 円 50 銭																								
10 ワットまでの1灯につき	123 円 16 銭																								
10 ワットをこえ 20 ワットまでの1灯につき	228 円 75 銭																								
20 ワットをこえ 40 ワットまでの1灯につき	439 円 90 銭																								
40 ワットをこえ 60 ワットまでの1灯につき	651 円 06 銭																								
60 ワットをこえ 100 ワットまでの1灯につき	1,073 円 37 銭																								

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (2024年4月1日実施)		特定小売供給約款 (2025年4月1日実施)	
100 ワットをこえる 1 灯につき 50 ワットまでごとに	536 円 70 銭	100 ワットをこえる 1 灯につき 50 ワットまでごとに	536 円 70 銭
<p>b ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。</p> <p>c 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。</p> <p>(ハ) 小型機器料金</p> <p>小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)に応じ1月につき次のとおりといたします。</p>		<p>b ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。</p> <p>c 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。</p> <p>(ハ) 小型機器料金</p> <p>小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)に応じ1月につき次のとおりといたします。</p>	
50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	394 円 02 銭	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	394 円 02 銭
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	722 円 05 銭	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	722 円 05 銭
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 50 ボルトアンペアまでごとに	361 円 02 銭	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 50 ボルトアンペアまでごとに	361 円 02 銭
<p>ハ そ の 他</p> <p>(イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適當と認められる場合は、一括して公衆街路灯Aを適用することができます。</p> <p>(ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。</p> <p>(2) 公衆街路灯B</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>公衆街路灯を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(イ) 契約容量が1キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。</p> <p>(ロ) 公衆街路灯Aを適用できないこと。</p> <p>ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、</p>		<p>ハ そ の 他</p> <p>(イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適當と認められる場合は、一括して公衆街路灯Aを適用することができます。</p> <p>(ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。</p> <p>(2) 公衆街路灯B</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>公衆街路灯を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(イ) 契約容量が1キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。</p> <p>(ロ) 公衆街路灯Aを適用できないこと。</p> <p>ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、</p>	

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (2024年4月1日実施)	特定小売供給約款 (2025年4月1日実施)								
<p>標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。</p> <p>ハ 契約容量</p> <p>契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）といたします。ただし、契約負荷設備の総容量が 1 キロボルトアンペア未満の場合は、1 キロボルトアンペアといたします。</p> <p>ニ 料金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</p> <p>(イ) 基本料金</p> <p>基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">契約容量 1 キロボルトアンペアにつき</td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">378 円 51 銭</td> </tr> </table> <p>(ロ) 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">1 キロワット時につき</td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">33 円 98 銭</td> </tr> </table> <p>(ハ) 最低月額料金</p> <p>(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の金額を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の金額および別表 1（再生</p>	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	378 円 51 銭	1 キロワット時につき	33 円 98 銭	<p>標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。</p> <p>ハ 契約容量</p> <p>契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）といたします。ただし、契約負荷設備の総容量が 1 キロボルトアンペア未満の場合は、1 キロボルトアンペアといたします。</p> <p>ニ 料金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</p> <p>(イ) 基本料金</p> <p>基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">契約容量 1 キロボルトアンペアにつき</td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">378 円 51 銭</td> </tr> </table> <p>(ロ) 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">1 キロワット時につき</td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">33 円 98 銭</td> </tr> </table> <p>(ハ) 最低月額料金</p> <p>(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の金額を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の金額および別表 1（再生</p>	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	378 円 51 銭	1 キロワット時につき	33 円 98 銭
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	378 円 51 銭								
1 キロワット時につき	33 円 98 銭								
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	378 円 51 銭								
1 キロワット時につき	33 円 98 銭								

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款（ <u>2024年4月1日実施</u> ）	特定小売供給約款（ <u>2025年4月1日実施</u> ）				
<p>可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 契約につき</td> <td style="width: 50%;">375 円 47 銭</td> </tr> </table> <p>ホ そ の 他</p> <p>(イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適當と認められる場合は、一括して公衆街路灯Bを適用することができます。</p> <p>(ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準ずるものといたします。</p>	1 契約につき	375 円 47 銭	<p>可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 契約につき</td> <td style="width: 50%;">375 円 47 銭</td> </tr> </table> <p>ホ そ の 他</p> <p>(イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適當と認められる場合は、一括して公衆街路灯Bを適用することができます。</p> <p>(ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準ずるものといたします。</p>	1 契約につき	375 円 47 銭
1 契約につき	375 円 47 銭				
1 契約につき	375 円 47 銭				
<p>19 低圧電力</p> <p>(1) 適用範囲</p> <p>動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。</p> <p>ロ 1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。</p> <p>ただし、1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適當と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することができます。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することができます。</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることができます。</p> <p>(3) 契約負荷設備</p> <p>契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。</p> <p>(4) 契約電力</p> <p>イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に</p>	<p>19 低圧電力</p> <p>(1) 適用範囲</p> <p>動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。</p> <p>ロ 1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。</p> <p>ただし、1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適當と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することができます。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することができます。</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることができます。</p> <p>(3) 契約負荷設備</p> <p>契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。</p> <p>(4) 契約電力</p> <p>イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に</p>				

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (2024年4月1日実施)	特定小売供給約款 (2025年4月1日実施)																														
<p>ついてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしや断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表6(契約容量および契約電力の算定方法)に準じて算定し、(ロ)の係数を乗じないものといたします。</p> <p>(イ) 契約負荷設備のうち</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="width: 15%;">最大の入力のもの から</td> <td>最初の2台の入力につき</td> <td>100 パーセント</td> </tr> <tr> <td>次の2台の入力につき</td> <td>95 パーセント</td> </tr> <tr> <td>上記以外のものの入力につき</td> <td>90 パーセント</td> </tr> </table> <p>(ロ) (イ)によってえた値の合計のうち</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>最初の6キロワットにつき</td> <td>100 パーセント</td> </tr> <tr> <td>次の14キロワットにつき</td> <td>90 パーセント</td> </tr> <tr> <td>次の30キロワットにつき</td> <td>80 パーセント</td> </tr> <tr> <td>50キロワットをこえる部分につき</td> <td>70 パーセント</td> </tr> </table> <p>ロ お客様が契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表6(契約容量および契約電力の算定方法)により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。 なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。</p> <p>(5) 料 金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ヘに</p>	最大の入力のもの から	最初の2台の入力につき	100 パーセント	次の2台の入力につき	95 パーセント	上記以外のものの入力につき	90 パーセント	最初の6キロワットにつき	100 パーセント	次の14キロワットにつき	90 パーセント	次の30キロワットにつき	80 パーセント	50キロワットをこえる部分につき	70 パーセント	<p>ついてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしや断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表6(契約容量および契約電力の算定方法)に準じて算定し、(ロ)の係数を乗じないものといたします。</p> <p>(イ) 契約負荷設備のうち</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="width: 15%;">最大の入力のもの から</td> <td>最初の2台の入力につき</td> <td>100 パーセント</td> </tr> <tr> <td>次の2台の入力につき</td> <td>95 パーセント</td> </tr> <tr> <td>上記以外のものの入力につき</td> <td>90 パーセント</td> </tr> </table> <p>(ロ) (イ)によってえた値の合計のうち</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>最初の6キロワットにつき</td> <td>100 パーセント</td> </tr> <tr> <td>次の14キロワットにつき</td> <td>90 パーセント</td> </tr> <tr> <td>次の30キロワットにつき</td> <td>80 パーセント</td> </tr> <tr> <td>50キロワットをこえる部分につき</td> <td>70 パーセント</td> </tr> </table> <p>ロ お客様が契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表6(契約容量および契約電力の算定方法)により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。 なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。</p> <p>(5) 料 金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ヘに</p>	最大の入力のもの から	最初の2台の入力につき	100 パーセント	次の2台の入力につき	95 パーセント	上記以外のものの入力につき	90 パーセント	最初の6キロワットにつき	100 パーセント	次の14キロワットにつき	90 パーセント	次の30キロワットにつき	80 パーセント	50キロワットをこえる部分につき	70 パーセント
最大の入力のもの から		最初の2台の入力につき	100 パーセント																												
		次の2台の入力につき	95 パーセント																												
	上記以外のものの入力につき	90 パーセント																													
最初の6キロワットにつき	100 パーセント																														
次の14キロワットにつき	90 パーセント																														
次の30キロワットにつき	80 パーセント																														
50キロワットをこえる部分につき	70 パーセント																														
最大の入力のもの から	最初の2台の入力につき	100 パーセント																													
	次の2台の入力につき	95 パーセント																													
	上記以外のものの入力につき	90 パーセント																													
最初の6キロワットにつき	100 パーセント																														
次の14キロワットにつき	90 パーセント																														
次の30キロワットにつき	80 パーセント																														
50キロワットをこえる部分につき	70 パーセント																														

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (2024年4月1日実施)	特定小売供給約款 (2025年4月1日実施)								
<p>よって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</p> <p>イ 基本料金</p> <p>基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">契約電力1キロワットにつき</td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">1,377円86銭</td> </tr> </table> <p>ロ 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">1キロワット時につき</td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">28円71銭</td> </tr> </table> <p>ハ その他</p> <p>時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。</p> <p>(6) その他</p> <p>変圧器、発電設備等その他を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。</p>	契約電力1キロワットにつき	1,377円86銭	1キロワット時につき	28円71銭	<p>よって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</p> <p>イ 基本料金</p> <p>基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">契約電力1キロワットにつき</td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">1,377円86銭</td> </tr> </table> <p>ロ 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">1キロワット時につき</td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">28円71銭</td> </tr> </table> <p>ハ その他</p> <p>時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。</p> <p>(6) その他</p> <p>変圧器、発電設備等その他を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。</p>	契約電力1キロワットにつき	1,377円86銭	1キロワット時につき	28円71銭
契約電力1キロワットにつき	1,377円86銭								
1キロワット時につき	28円71銭								
契約電力1キロワットにつき	1,377円86銭								
1キロワット時につき	28円71銭								
<p>20 臨時電力</p> <p>(1) 適用範囲</p> <p>動力を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。</p> <p>(2) 契約電力</p> <p>契約電力は、低圧電力に準じて定めます。</p> <p>(3) 料金</p> <p>契約電力が、5キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし、5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。</p> <p>イ 定額制供給の場合</p> <p>料金は、次によって算定された金額および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の料金は、契約電力が1キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料</p>	<p>20 臨時電力</p> <p>(1) 適用範囲</p> <p>動力を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。</p> <p>(2) 契約電力</p> <p>契約電力は、低圧電力に準じて定めます。</p> <p>(3) 料金</p> <p>契約電力が、5キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし、5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。</p> <p>イ 定額制供給の場合</p> <p>料金は、次によって算定された金額および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の料金は、契約電力が1キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料</p>								

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (2024年4月1日実施)	特定小売供給約款 (2025年4月1日実施)								
<p>価格が80,800円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">契約電力1キロワット1日につき</td><td style="width: 50%;">318円92銭</td></tr> </table> <p>ロ 従量制供給の場合</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</p> <p>(イ) 基本料金</p> <p>基本料金は、1月につき19(低圧電力)(5)イの該当料金の20パーセントを割増したものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、19(低圧電力)(5)イの該当料金の半額に20パーセントを割増したものを適用いたします。</p> <p>(ロ) 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">1キロワット時につき</td><td style="width: 50%;">34円38銭</td></tr> </table> <p>(4) その他</p>	契約電力1キロワット1日につき	318円92銭	1キロワット時につき	34円38銭	<p>価格が80,800円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">契約電力1キロワット1日につき</td><td style="width: 50%;">318円92銭</td></tr> </table> <p>ロ 従量制供給の場合</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</p> <p>(イ) 基本料金</p> <p>基本料金は、1月につき19(低圧電力)(5)イの該当料金の20パーセントを割増したものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、19(低圧電力)(5)イの該当料金の半額に20パーセントを割増したものを適用いたします。</p> <p>(ロ) 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">1キロワット時につき</td><td style="width: 50%;">34円38銭</td></tr> </table> <p>(4) その他</p>	契約電力1キロワット1日につき	318円92銭	1キロワット時につき	34円38銭
契約電力1キロワット1日につき	318円92銭								
1キロワット時につき	34円38銭								
契約電力1キロワット1日につき	318円92銭								
1キロワット時につき	34円38銭								

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (2024年4月1日実施)	特定小売供給約款 (2025年4月1日実施)
<p>イ 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。</p> <p>ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電力を適用いたします。</p> <p>ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。</p>	<p>イ 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。</p> <p>ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電力を適用いたします。</p> <p>ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。</p>
<p>21 農事用電力</p> <p>(1) 適用範囲 農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。</p> <p>(2) 契約電力 契約電力は、低圧電力に準じて定めます。</p> <p>(3) 料金 料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</p> <p>なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。</p> <p>イ 基本料金 基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。</p> <p>なお、1回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は、半額といたします。</p>	<p>21 農事用電力</p> <p>(1) 適用範囲 農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。</p> <p>(2) 契約電力 契約電力は、低圧電力に準じて定めます。</p> <p>(3) 料金 料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</p> <p>なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。</p> <p>イ 基本料金 基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。</p> <p>なお、1回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は、半額といたします。</p>

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (2024年4月1日実施)	特定小売供給約款 (2025年4月1日実施)
契約電力1キロワットにつき 口 電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。	契約電力1キロワットにつき 口 電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。
1キロワット時につき 26円06銭	1キロワット時につき 26円06銭
(4) その他の事項	(4) その他の事項
イ お客様が契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、契約使用期間を変更いたします。	イ お客様が契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、契約使用期間を変更いたします。
ロ お客様が電気の使用を休止される場合には、当該一般送配電事業者等は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。	ロ お客様が電気の使用を休止される場合には、当該一般送配電事業者等は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。
ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。	ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款（ <u>2024</u> 年4月1日実施）	特定小売供給約款（ <u>2025</u> 年4月1日実施）
IV 料金の算定および支払い	IV 料金の算定および支払い
22 料金の適用開始の時期 料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。	22 料金の適用開始の時期 料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。
23 検針日 検針日は、次により、当該一般送配電事業者等が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。 (1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当該一般送配電事業者等がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに当該一般送配電事業者等が行ないます。ただし、やむをえない事情のある場合は、当該一般送配電事業者等は、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。 (2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。 (3) 当該一般送配電事業者等は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。 なお、当社は、口の場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。 イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合 ロ その他特別の事情がある場合 (4) (3)イの場合で、検針を行なわなかったときは、需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。 (5) (3)ロの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。	23 検針日 検針日は、次により、当該一般送配電事業者等が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。 (1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当該一般送配電事業者等がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに当該一般送配電事業者等が行ないます。ただし、やむをえない事情のある場合は、当該一般送配電事業者等は、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。 (2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。 (3) 当該一般送配電事業者等は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。 なお、当社は、口の場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。 イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合 ロ その他特別の事情がある場合 (4) (3)イの場合で、検針を行なわなかったときは、需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。 (5) (3)ロの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。
24 料金の算定期間 (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたし	24 料金の算定期間 (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたし

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款（ <u>2024</u> 年4月1日実施）	特定小売供給約款（ <u>2025</u> 年4月1日実施）
<p>ます。</p> <p>(2) 定額制供給の場合または25（使用電力量の算定）(4)の場合の料金の算定期間は、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。</p>	<p>ます。</p> <p>(2) 定額制供給の場合または25（使用電力量の算定）(4)の場合の料金の算定期間は、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。</p>
<p>25 使用電力量の算定</p> <p>(1) 使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量といたします。</p> <p>また、料金の算定期間における使用電力量は、次の場合および(3)の場合を除き、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、需給契約が消滅する場合で、特別の事情があるときは、消滅日の前日を含む検針期間の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。</p> <p>イ 23（検針日）(2)の場合の料金の算定期間における使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。</p> <p>ロ 23（検針日）(5)の場合の料金の算定期間における使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。</p> <p>(2) 当社は、使用電力量等を29（料金等のお知らせおよび請求）に定める方法により、お客さまにお知らせいたします。</p> <p>(3) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく算定できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。</p> <p>(4) 従量制供給のお客さまについて、当該一般送配電事業者等が検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。</p>	<p>25 使用電力量の算定</p> <p>(1) 使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量といたします。</p> <p>また、料金の算定期間における使用電力量は、次の場合および(3)の場合を除き、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、需給契約が消滅する場合で、特別の事情があるときは、消滅日の前日を含む検針期間の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。</p> <p>イ 23（検針日）(2)の場合の料金の算定期間における使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。</p> <p>ロ 23（検針日）(5)の場合の料金の算定期間における使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。</p> <p>(2) 当社は、使用電力量等を29（料金等のお知らせおよび請求）に定める方法により、お客さまにお知らせいたします。</p> <p>(3) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく算定できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。</p> <p>(4) 従量制供給のお客さまについて、当該一般送配電事業者等が検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。</p>
<p>26 料金の算定</p> <p>(1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。</p> <p>イ 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合</p> <p>ロ 契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合</p> <p>ハ 24（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数がその検針期間の始期に対応する託送約款等に定める検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。</p> <p>(2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。</p>	<p>26 料金の算定</p> <p>(1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。</p> <p>イ 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合</p> <p>ロ 契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合</p> <p>ハ 24（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数がその検針期間の始期に対応する託送約款等に定める検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。</p> <p>(2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。</p>

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款（2024年4月1日実施）	特定小売供給約款（2025年4月1日実施）
<p>27 日割計算</p> <p>(1) 当社は、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。</p> <p>イ 基本料金、最低料金、最低月額料金または定額制供給の料金は、別表7（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。</p> <p>ロ 電力量料金および従量制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。ただし、従量電灯の料金適用上の電力量区分については、別表7（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。</p> <p>ハ イおよびロによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。</p> <p>(2) 26（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。</p> <p>また、26（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。</p>	<p>27 日割計算</p> <p>(1) 当社は、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。</p> <p>イ 基本料金、最低料金、最低月額料金または定額制供給の料金は、別表7（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。</p> <p>ロ 電力量料金および従量制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。ただし、従量電灯の料金適用上の電力量区分については、別表7（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。</p> <p>ハ イおよびロによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。</p> <p>(2) 26（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。</p> <p>また、26（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。</p>
<p>28 料金の支払義務および支払期日</p> <p>(1) お客様の料金の支払義務は、当該一般送配電事業者等から受領した検針の結果等にもとづき、当社にて料金の請求が可能となった日に発生いたします。ただし、30（料金その他の支払方法）(6)の場合は、当該支払期に属する最終月の支払義務が発生した日といたします。</p> <p>(2) お客様の料金は、支払期日までに支払っていただきます。</p> <p>(3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。 なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。</p> <p>(4) 公衆街路灯等複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客様まで、それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は、当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金の支払期日は、(3)にかかわらず、それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。</p>	<p>28 料金の支払義務および支払期日</p> <p>(1) お客様の料金の支払義務は、当該一般送配電事業者等から受領した検針の結果等にもとづき、当社にて料金の請求が可能となった日に発生いたします。ただし、30（料金その他の支払方法）(6)の場合は、当該支払期に属する最終月の支払義務が発生した日といたします。</p> <p>(2) お客様の料金は、支払期日までに支払っていただきます。</p> <p>(3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。 なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。</p> <p>(4) 公衆街路灯等複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客様まで、それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は、当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金の支払期日は、(3)にかかわらず、それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。</p>
<p>29 料金等のお知らせおよび請求</p> <p>(1) 当社は、原則として、料金等のお知らせおよび請求を電磁的方法（インターネットを利用する方法をいいます。）により行ないます。</p>	<p>29 料金等のお知らせおよび請求</p> <p>(1) 当社は、原則として、料金等のお知らせおよび請求を電磁的方法（インターネットを利用する方法をいいます。）により行ないます。</p>

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款（2024年4月1日実施）	特定小売供給約款（2025年4月1日実施）								
<p>(2) 当社は、次の場合には、(1)にかかわらず、料金等のお知らせおよび請求を書面により行ないます。</p> <p>イ お客様が希望される場合で当社が認めたとき。</p> <p>ロ 料金を30（料金その他の支払方法）(1)ハにより支払われる場合</p> <p>(3) 料金等のお知らせおよび請求を(2)により行なう場合は、当社は、原則として、(4)に定める発行手数料を申し受けます。ただし、次のいずれかに該当する場合は、発行手数料を申し受けません。</p> <p>イ 28（料金の支払義務および支払期日）(4)により一括して料金を支払われる場合</p> <p>ロ 当社の都合により30（料金その他の支払方法）(1)ハに該当し、かつ、電気の供給を開始した日の属する月およびその翌月の料金の算定期間の料金を30（料金その他の支払方法）(1)ハにより支払われる場合</p> <p>ハ その他特別の事情がある場合</p> <p>なお、発行手数料は、料金とあわせて支払っていただきます。</p> <p>(4) 発行手数料は、次のとおりといたします。</p> <p>イ (2)イの場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">1 料金の算定期間および1契約につき</td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">110円 00銭</td> </tr> </table> <p>ロ (2)ロの場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">1 料金の算定期間および1契約につき</td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">220円 00銭</td> </tr> </table>	1 料金の算定期間および1契約につき	110円 00銭	1 料金の算定期間および1契約につき	220円 00銭	<p>(2) 当社は、次の場合には、(1)にかかわらず、料金等のお知らせおよび請求を書面により行ないます。</p> <p>イ お客様が希望される場合で当社が認めたとき。</p> <p>ロ 料金を30（料金その他の支払方法）(1)ハにより支払われる場合</p> <p>(3) 料金等のお知らせおよび請求を(2)により行なう場合は、当社は、原則として、(4)に定める発行手数料を申し受けます。ただし、次のいずれかに該当する場合は、発行手数料を申し受けません。</p> <p>イ 28（料金の支払義務および支払期日）(4)により一括して料金を支払われる場合</p> <p>ロ 当社の都合により30（料金その他の支払方法）(1)ハに該当し、かつ、電気の供給を開始した日の属する月およびその翌月の料金の算定期間の料金を30（料金その他の支払方法）(1)ハにより支払われる場合</p> <p>ハ その他特別の事情がある場合</p> <p>なお、発行手数料は、料金とあわせて支払っていただきます。</p> <p>(4) 発行手数料は、次のとおりといたします。</p> <p>イ (2)イの場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">1 料金の算定期間および1契約につき</td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">110円 00銭</td> </tr> </table> <p>ロ (2)ロの場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">1 料金の算定期間および1契約につき</td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">220円 00銭</td> </tr> </table>	1 料金の算定期間および1契約につき	110円 00銭	1 料金の算定期間および1契約につき	220円 00銭
1 料金の算定期間および1契約につき	110円 00銭								
1 料金の算定期間および1契約につき	220円 00銭								
1 料金の算定期間および1契約につき	110円 00銭								
1 料金の算定期間および1契約につき	220円 00銭								
<p>30 料金その他の支払方法</p> <p>(1) 料金については毎月、工事費負担金等相当額その他についてはそのつど、原則として当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。</p> <p>なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。</p> <p>イ お客様が指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出でていただきます。</p> <p>ロ お客様が当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出でていただきます。</p> <p>ハ お客様が料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。</p> <p>(2) お客様が料金を(1)イ、ロまたはハにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。</p>	<p>30 料金その他の支払方法</p> <p>(1) 料金については毎月、工事費負担金等相当額その他についてはそのつど、原則として当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。</p> <p>なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。</p> <p>イ お客様が指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出でていただきます。</p> <p>ロ お客様が当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出でていただきます。</p> <p>ハ お客様が料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。</p> <p>(2) お客様が料金を(1)イ、ロまたはハにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。</p>								

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (2024年4月1日実施)	特定小売供給約款 (2025年4月1日実施)
<p>イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。</p> <p>ロ (1)ロにより支払われる場合は、料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。</p> <p>ハ (1)ハにより支払われる場合は、料金がその金融機関等に払い込まれたとき。</p> <p>(3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社または弁護士法人（以下「債権回収会社等」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社等が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社等が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。</p> <p>(4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。</p> <p>(5) 23（検針日）(4)の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。</p> <p>(6) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。</p>	<p>イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。</p> <p>ロ (1)ロにより支払われる場合は、料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。</p> <p>ハ (1)ハにより支払われる場合は、料金がその金融機関等に払い込まれたとき。</p> <p>(3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社または弁護士法人（以下「債権回収会社等」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社等が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社等が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。</p> <p>(4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。</p> <p>(5) 23（検針日）(4)の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。</p> <p>(6) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。</p>
<p>31 延滞利息</p> <p>(1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を30（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき、または料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、この限りではありません。</p> <p>(2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p> <p>(3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。</p>	<p>31 延滞利息</p> <p>(1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を30（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき、または料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、この限りではありません。</p> <p>(2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p> <p>(3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。</p>

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (2024年4月1日実施)	特定小売供給約款 (2025年4月1日実施)
<p>32 保証金</p> <p>(1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。</p> <p>イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかつた場合</p> <p>ロ 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。</p> <p>(イ) 他の需給契約(既に消滅しているものを含みます。)の料金を支払期日を経過してなお支払われなかつた場合</p> <p>(ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合</p> <p>(2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。</p> <p>(3) 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。</p> <p>なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて2年以内の預かり期間を設定いたします。</p> <p>(4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかつた場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することができます。この場合、その残額をお返しいたします。また、当社は、あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。</p> <p>(5) 当社は、保証金について利息を付しません。</p> <p>(6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。</p>	<p>32 保証金</p> <p>(1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。</p> <p>イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかつた場合</p> <p>ロ 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。</p> <p>(イ) 他の需給契約(既に消滅しているものを含みます。)の料金を支払期日を経過してなお支払われなかつた場合</p> <p>(ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合</p> <p>(2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。</p> <p>(3) 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。</p> <p>なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて2年以内の預かり期間を設定いたします。</p> <p>(4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかつた場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することができます。この場合、その残額をお返しいたします。また、当社は、あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。</p> <p>(5) 当社は、保証金について利息を付しません。</p> <p>(6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。</p>

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款（ <u>2024</u> 年4月1日実施）	特定小売供給約款（ <u>2025</u> 年4月1日実施）
V 使用および供給	V 使用および供給
<p>33 適正契約の保持</p> <p>当社は、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。</p>	<p>33 適正契約の保持</p> <p>当社は、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。</p>
<p>34 力率の保持</p> <p>(1) 需要場所の負荷の力率は、託送約款等に定めるところにより、原則として、電灯契約のお客さまについては90パーセント以上、その他のお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。</p> <p>(2) お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。</p> <p>なお、進相用コンデンサは、託送約款等に定めるところにより、取り付けていただきます。</p>	<p>34 力率の保持</p> <p>(1) 需要場所の負荷の力率は、託送約款等に定めるところにより、原則として、電灯契約のお客さまについては90パーセント以上、その他のお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。</p> <p>(2) お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。</p> <p>なお、進相用コンデンサは、託送約款等に定めるところにより、取り付けていただきます。</p>
<p>35 需要場所への立入りによる業務の実施</p> <p>当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。</p> <p>なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。</p> <p>(1) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認</p> <p>(2) その他この供給約款によって、需給契約の成立、変更または終了等に必要な業務</p>	<p>35 需要場所への立入りによる業務の実施</p> <p>当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。</p> <p>なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。</p> <p>(1) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認</p> <p>(2) その他この供給約款によって、需給契約の成立、変更または終了等に必要な業務</p>
<p>36 供給の停止</p> <p>(1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、電気の供給を停止することがあります。</p> <p>(2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当該一般送配電事業者等は、当社の求めに応じ、そのお客さまについて電気の供給を停止することができます。</p> <p>なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。</p> <p>イ お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合</p>	<p>36 供給の停止</p> <p>(1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、電気の供給を停止することがあります。</p> <p>(2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当該一般送配電事業者等は、当社の求めに応じ、そのお客さまについて電気の供給を停止することができます。</p> <p>なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。</p> <p>イ お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合</p>

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款（2024年4月1日実施）	特定小売供給約款（2025年4月1日実施）
<p>□ お客様が他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合</p> <p>ハ この供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金等相当額その他この供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合</p> <p>(3) お客様が次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当該一般送配電事業者等は、当社の求めに応じ、そのお客様について電気の供給を停止することができます。</p> <p>イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合</p> <p>ロ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合</p> <p>ハ 公衆街路灯または農事用電力の場合で、契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。</p> <p>ニ 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき。</p> <p>ホ 農事用電力の場合で、契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。</p> <p>ヘ 35（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合</p> <p>ト お客様がその他この供給約款に反した場合</p>	<p>□ お客様が他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合</p> <p>ハ この供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金等相当額その他この供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合</p> <p>(3) お客様が次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当該一般送配電事業者等は、当社の求めに応じ、そのお客様について電気の供給を停止することができます。</p> <p>イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合</p> <p>ロ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合</p> <p>ハ 公衆街路灯または農事用電力の場合で、契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。</p> <p>ニ 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき。</p> <p>ホ 農事用電力の場合で、契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。</p> <p>ヘ 35（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合</p> <p>ト お客様がその他この供給約款に反した場合</p>
37 供給停止の解除 36（供給の停止）によって当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止した場合で、お客様がその理由となった事實を解消し、その事實にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われ、かつ、当社に電気の供給の再開を申し出させていただいたときには、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、すみやかに電気の供給を再開いたします。	37 供給停止の解除 36（供給の停止）によって当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止した場合で、お客様がその理由となった事實を解消し、その事實にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われ、かつ、当社に電気の供給の再開を申し出させていただいたときには、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、すみやかに電気の供給を再開いたします。
38 供給停止期間中の料金 36（供給の停止）によって当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を27（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。ただし、定額電灯、従量電灯A、従量電灯Bおよび公衆街路灯のお客さまについては、停止期間中の料金を申し受けません。	38 供給停止期間中の料金 36（供給の停止）によって当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を27（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。ただし、定額電灯、従量電灯A、従量電灯Bおよび公衆街路灯のお客さまについては、停止期間中の料金を申し受けません。
39 違 約 金 (1) お客様が36（供給の停止）(3)イからホまでに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。 (2) (1)の免れた金額は、この供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定	39 違 約 金 (1) お客様が36（供給の停止）(3)イからホまでに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。 (2) (1)の免れた金額は、この供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (2024年4月1日実施)	特定小売供給約款 (2025年4月1日実施)
<p>された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といいます。</p> <p>(3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。</p>	<p>された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といいます。</p> <p>(3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。</p>
<p>40 使用の制限または中止</p> <p>(1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、お客さまに電気の使用を制限し、または中止していただくことがあります。</p> <p>(2) 当社は、(1)にともなう料金の減額は行いません。</p>	<p>40 使用の制限または中止</p> <p>(1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、お客さまに電気の使用を制限し、または中止していただくことがあります。</p> <p>(2) 当社は、(1)にともなう料金の減額は行いません。</p>
<p>41 損害賠償の免責</p> <p>(1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等が接続供給を停止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(2) 36（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または47（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p>	<p>41 損害賠償の免責</p> <p>(1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等が接続供給を停止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(2) 36（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または47（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p>
<p>42 設備の賠償</p> <p>(1) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。</p> <p>イ 修理可能の場合 修理費</p> <p>ロ 亡失または修理不可能の場合 帳簿価額と取替工費との合計額</p> <p>(2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者等から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。</p>	<p>42 設備の賠償</p> <p>(1) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。</p> <p>イ 修理可能の場合 修理費</p> <p>ロ 亡失または修理不可能の場合 帳簿価額と取替工費との合計額</p> <p>(2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者等から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。</p>

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款（ <u>2024</u> 年4月1日実施）	特定小売供給約款（ <u>2025</u> 年4月1日実施）
VI 契約の変更および終了	VI 契約の変更および終了
43 需給契約の変更 お客様が電気の需給契約の変更を希望される場合は、II（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。	43 需給契約の変更 お客様が電気の需給契約の変更を希望される場合は、II（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。
44 名義の変更 相続その他の原因によって、新たなお客様が、それまで電気の供給を受けていたお客様の当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等により申し出ていただきます。	44 名義の変更 相続その他の原因によって、新たなお客様が、それまで電気の供給を受けていたお客様の当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等により申し出ていただきます。
45 需給契約の廃止 (1) お客様が電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。 当該一般送配電事業者等は、原則として、お客様から通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。 (2) 需給契約は、47（解約等）および次の場合を除き、お客様が当社に通知された廃止期日に消滅いたします。 イ 当社がお客様の廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。 ロ 当社および当該一般送配電事業者等の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。	45 需給契約の廃止 (1) お客様が電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。 当該一般送配電事業者等は、原則として、お客様から通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。 (2) 需給契約は、47（解約等）および次の場合を除き、お客様が当社に通知された廃止期日に消滅いたします。 イ 当社がお客様の廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。 ロ 当社および当該一般送配電事業者等の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。
46 需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費負担金等相当額の精算 (1) お客様（定額電灯、従量電灯A、従量電灯B、臨時電灯、公衆街路灯および臨時電力のお客さまを除きます。）が、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとされる場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、次により料金をお客さまに精算していただきます。ただし、当該一般送配電事業者等が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除き	46 需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費負担金等相当額の精算 (1) お客様（定額電灯、従量電灯A、従量電灯B、臨時電灯、公衆街路灯および臨時電力のお客さまを除きます。）が、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止ようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとされる場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、次により料金をお客さまに精算していただきます。ただし、当該一般送配電事業者等が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除き

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (2024年4月1日実施)	特定小売供給約款 (2025年4月1日実施)
<p>たは臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。</p> <p>なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といいます。）と残余分の比であん分してえたものといいたします。</p> <p>(2) (1)の場合で、当社が当該一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまからその金額を申し受けます。</p>	<p>たは臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。</p> <p>なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といいます。）と残余分の比であん分してえたものといいたします。</p> <p>(2) (1)の場合で、当社が当該一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまからその金額を申し受けます。</p>
<p>47 解 約 等</p> <p>(1) 36(供給の停止)によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または当該一般送配電事業者等の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することができます。</p> <p>なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。</p> <p>(2) お客さまが、45(需給契約の廃止)(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社および当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといいたします。</p>	<p>47 解 約 等</p> <p>(1) 36(供給の停止)によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または当該一般送配電事業者等の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することができます。</p> <p>なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。</p> <p>(2) お客さまが、45(需給契約の廃止)(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社および当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといいたします。</p>
<p>48 需給契約消滅後の債権債務関係</p> <p>需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。</p>	<p>48 需給契約消滅後の債権債務関係</p> <p>需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。</p>

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款（ <u>2024</u> 年4月1日実施）	特定小売供給約款（ <u>2025</u> 年4月1日実施）
VII 供給方法、工事および工事費の負担	VII 供給方法、工事および工事費の負担
<p>49 供給方法および工事</p> <p>(1) 電気の需給地点は、当該一般送配電事業者等の電線路または引込線とお客様の電気設備との接続点といたします。</p> <p>(2) その他の供給方法および工事は、託送約款等に定めるところによるものといたします。</p>	<p>49 供給方法および工事</p> <p>(1) 電気の需給地点は、当該一般送配電事業者等の電線路または引込線とお客様の電気設備との接続点といたします。</p> <p>(2) その他の供給方法および工事は、託送約款等に定めるところによるものといたします。</p>
<p>50 工事費負担金等相当額の申受け等</p> <p>(1) 当社が当該一般送配電事業者等から、託送約款等にもとづき、お客様への電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前に申し受けます。</p> <p>(2) お客様が希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費負担金に関する必要な事項について、工事着手前に工事費負担金等相当額契約書を作成いたします。</p> <p>(3) 当社が当該一般送配電事業者等から、工事完成後、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。</p> <p>(4) 託送約款等にもとづき当社の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則として、お客様の所有とし、お客様の負担で施設し、または取り付けていただきます。</p> <p>(5) お客様の都合によって需給開始に至らないで申込みを取り消し、または変更される場合で、当社が当該一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、請求を受けた金額をお客さまから申し受けます。</p>	<p>50 工事費負担金等相当額の申受け等</p> <p>(1) 当社が当該一般送配電事業者等から、託送約款等にもとづき、お客様への電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前に申し受けます。</p> <p>(2) お客様が希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費負担金に関する必要な事項について、工事着手前に工事費負担金等相当額契約書を作成いたします。</p> <p>(3) 当社が当該一般送配電事業者等から、工事完成後、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。</p> <p>(4) 託送約款等にもとづき当社の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則として、お客様の所有とし、お客様の負担で施設し、または取り付けていただきます。</p> <p>(5) お客様の都合によって需給開始に至らないで申込みを取り消し、または変更される場合で、当社が当該一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、請求を受けた金額をお客さまから申し受けます。</p>

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款（ <u>2024</u> 年4月1日実施）	特定小売供給約款（ <u>2025</u> 年4月1日実施）
附 則	附 則
<p>1 この供給約款の実施期日 この供給約款は、<u>2024</u>年4月1日から実施いたします。</p>	<p>1 この供給約款の実施期日 この供給約款は、<u>2025</u>年4月1日から実施いたします。</p>
<p>2 従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかる取扱い</p> <p>(1) 従量電灯のお客さままで、共同住宅（1建物に2以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸または各居室（以下「各戸」といいます。）が独立の需要場所となりえないため、1需給契約を結んでいる場合の料金は、当分の間、次のいずれかに該当する場合を除いて、(2)により算定いたします。 なお、この場合、お客さまからあらかじめ申し出でていただきます。 イ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。 ロ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても、各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。 (2) 料金は、16（従量電灯）(1)ニ、(2)ニおよび(3)ホにかかわらず、各戸ごとに従量電灯Aまたは従量電灯Bを適用したものとみなして、次のとおり算定いたします。 イ 基本料金 基本料金は、契約電流または契約容量を各戸数で除してえた値に対応する契約電流に相当する基本料金に、各戸数を乗じてえた金額といいます。 ただし、従量電灯Aの場合は適用いたしません。 ロ 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金（従量電灯Aの場合は料金といいます。）は、1月の使用電力量を各戸数で除してえた値（キロワット時）により算定した金額に、各戸数を乗じてえた金額といいます。</p>	<p>2 従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかる取扱い</p> <p>(1) 従量電灯のお客さままで、共同住宅（1建物に2以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸または各居室（以下「各戸」といいます。）が独立の需要場所となりえないため、1需給契約を結んでいる場合の料金は、当分の間、次のいずれかに該当する場合を除いて、(2)により算定いたします。 なお、この場合、お客さまからあらかじめ申し出でていただきます。 イ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。 ロ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても、各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。 (2) 料金は、16（従量電灯）(1)ニ、(2)ニおよび(3)ホにかかわらず、各戸ごとに従量電灯Aまたは従量電灯Bを適用したものとみなして、次のとおり算定いたします。 イ 基本料金 基本料金は、契約電流または契約容量を各戸数で除してえた値に対応する契約電流に相当する基本料金に、各戸数を乗じてえた金額といいます。 ただし、従量電灯Aの場合は適用いたしません。 ロ 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金（従量電灯Aの場合は料金といいます。）は、1月の使用電力量を各戸数で除してえた値（キロワット時）により算定した金額に、各戸数を乗じてえた金額といいます。</p>
<p>3 農事用電力（脱穀調整用電力）のお客さまについての特別措置 この供給約款実施の際現に変更前の特定小売供給約款附則3（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）の適用を受け、脱穀調整用電力を毎年、一定期間を限り、30日以上継続して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといいます。</p> <p>(1) 契約電力 契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。</p>	<p>3 農事用電力（脱穀調整用電力）のお客さまについての特別措置 この供給約款実施の際現に変更前の特定小売供給約款附則3（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）の適用を受け、脱穀調整用電力を毎年、一定期間を限り、30日以上継続して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといいます。</p> <p>(1) 契約電力 契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。</p>

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (2024年4月1日実施)						特定小売供給約款 (2025年4月1日実施)																																										
(2) 料 金						(2) 料 金																																										
料金は、1年（毎年4月1日から起算いたします。）につき次によって算定された金額および定額制供給の臨時電力に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といいたします。						料金は、1年（毎年4月1日から起算いたします。）につき次によって算定された金額および定額制供給の臨時電力に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といいたします。																																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">契約電力 契約 使用期間</th><th style="width: 10%;">0.5キロワット</th><th style="width: 10%;">1キロワット</th><th style="width: 10%;">2キロワット</th><th style="width: 10%;">3キロワット</th><th style="width: 10%;">3キロワットを こえ1キロワッ トを増すごとに</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最初の 30日まで</td><td>4,102円31銭</td><td>7,040円82銭</td><td>13,355円97銭</td><td>19,670円79銭</td><td>4,306円22銭</td></tr> <tr> <td>30日をこえる 1日につき</td><td>64円44銭</td><td>128円87銭</td><td>257円76銭</td><td>386円63銭</td><td>128円87銭</td></tr> </tbody> </table>						契約電力 契約 使用期間	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットを こえ1キロワッ トを増すごとに	最初の 30日まで	4,102円31銭	7,040円82銭	13,355円97銭	19,670円79銭	4,306円22銭	30日をこえる 1日につき	64円44銭	128円87銭	257円76銭	386円63銭	128円87銭	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">契約電力 契約 使用期間</th><th style="width: 10%;">0.5キロワット</th><th style="width: 10%;">1キロワット</th><th style="width: 10%;">2キロワット</th><th style="width: 10%;">3キロワット</th><th style="width: 10%;">3キロワットを こえ1キロワッ トを増すごとに</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最初の 30日まで</td><td>4,102円31銭</td><td>7,040円82銭</td><td>13,355円97銭</td><td>19,670円79銭</td><td>4,306円22銭</td></tr> <tr> <td>30日をこえる 1日につき</td><td>64円44銭</td><td>128円87銭</td><td>257円76銭</td><td>386円63銭</td><td>128円87銭</td></tr> </tbody> </table>							契約電力 契約 使用期間	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットを こえ1キロワッ トを増すごとに	最初の 30日まで	4,102円31銭	7,040円82銭	13,355円97銭	19,670円79銭	4,306円22銭	30日をこえる 1日につき	64円44銭	128円87銭	257円76銭	386円63銭	128円87銭
契約電力 契約 使用期間	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットを こえ1キロワッ トを増すごとに																																											
最初の 30日まで	4,102円31銭	7,040円82銭	13,355円97銭	19,670円79銭	4,306円22銭																																											
30日をこえる 1日につき	64円44銭	128円87銭	257円76銭	386円63銭	128円87銭																																											
契約電力 契約 使用期間	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットを こえ1キロワッ トを増すごとに																																											
最初の 30日まで	4,102円31銭	7,040円82銭	13,355円97銭	19,670円79銭	4,306円22銭																																											
30日をこえる 1日につき	64円44銭	128円87銭	257円76銭	386円63銭	128円87銭																																											
<p>ただし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を下回る場合は、定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を上回る場合は、定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、定額制供給の臨時電力に準じて算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、定額制供給の臨時電力に準じて算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。この場合、基準単価および離島基準単価は、次のとおりといいたします。</p>						<p>ただし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を下回る場合は、定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を上回る場合は、定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、定額制供給の臨時電力に準じて算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、定額制供給の臨時電力に準じて算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。この場合、基準単価および離島基準単価は、次のとおりといいたします。</p>																																										
<p>イ 基準単価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">契約電力</th><th style="width: 10%;">0.5キロワット</th><th style="width: 10%;">1キロワット</th><th style="width: 10%;">2キロワット</th><th style="width: 10%;">3キロワット</th><th style="width: 10%;">3キロワットを こえ1キロワッ トを増すごとに</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1日につき</td><td>28銭4厘</td><td>56銭8厘</td><td>1円13銭6厘</td><td>1円70銭4厘</td><td>56銭8厘</td></tr> </tbody> </table>						契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットを こえ1キロワッ トを増すごとに	1日につき	28銭4厘	56銭8厘	1円13銭6厘	1円70銭4厘	56銭8厘	<p>イ 基準単価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">契約電力</th><th style="width: 10%;">0.5キロワット</th><th style="width: 10%;">1キロワット</th><th style="width: 10%;">2キロワット</th><th style="width: 10%;">3キロワット</th><th style="width: 10%;">3キロワットを こえ1キロワッ トを増すごとに</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1日につき</td><td>28銭4厘</td><td>56銭8厘</td><td>1円13銭6厘</td><td>1円70銭4厘</td><td>56銭8厘</td></tr> </tbody> </table>							契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットを こえ1キロワッ トを増すごとに	1日につき	28銭4厘	56銭8厘	1円13銭6厘	1円70銭4厘	56銭8厘												
契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットを こえ1キロワッ トを増すごとに																																											
1日につき	28銭4厘	56銭8厘	1円13銭6厘	1円70銭4厘	56銭8厘																																											
契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットを こえ1キロワッ トを増すごとに																																											
1日につき	28銭4厘	56銭8厘	1円13銭6厘	1円70銭4厘	56銭8厘																																											
<p>ロ 離島基準単価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">契約電力</th><th style="width: 10%;">0.5キロワット</th><th style="width: 10%;">1キロワット</th><th style="width: 10%;">2キロワット</th><th style="width: 10%;">3キロワット</th><th style="width: 10%;">3キロワットを こえ1キロワッ トを増すごとに</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1日につき</td><td>2厘</td><td>3厘</td><td>8厘</td><td>1銭1厘</td><td>3厘</td></tr> </tbody> </table>						契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットを こえ1キロワッ トを増すごとに	1日につき	2厘	3厘	8厘	1銭1厘	3厘	<p>ロ 離島基準単価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">契約電力</th><th style="width: 10%;">0.5キロワット</th><th style="width: 10%;">1キロワット</th><th style="width: 10%;">2キロワット</th><th style="width: 10%;">3キロワット</th><th style="width: 10%;">3キロワットを こえ1キロワッ トを増すごとに</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1日につき</td><td>2厘</td><td>3厘</td><td>8厘</td><td>1銭1厘</td><td>3厘</td></tr> </tbody> </table>							契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットを こえ1キロワッ トを増すごとに	1日につき	2厘	3厘	8厘	1銭1厘	3厘												
契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットを こえ1キロワッ トを増すごとに																																											
1日につき	2厘	3厘	8厘	1銭1厘	3厘																																											
契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットを こえ1キロワッ トを増すごとに																																											
1日につき	2厘	3厘	8厘	1銭1厘	3厘																																											
(3) その他の事項については、本則の農事用電力に準ずるものといたします。						(3) その他の事項については、本則の農事用電力に準ずるものといたします。																																										

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款（ <u>2024</u> 年4月1日実施）	特定小売供給約款（ <u>2025</u> 年4月1日実施）
	<p>4 災害救助法が適用された場合等の特別措置</p> <p>2025年4月1日以降に災害が発生し、原則として災害発生日から1年以内に、災害救助法第2条第3項の規定により公示された区域のお客さままたは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災されたお客さまから、公示または指定の日が属する月の6月後の末日までにこの特別措置の適用の申出がある場合の料金その他の供給条件は、次のとおりいたします。</p> <p>なお、当社は、お客さまの被害状況を確認するため、原則として罹災証明書等を提出していただきます。</p> <p>(1) 災害発生日が属する月の前月の料金（支払期日が災害発生日以降のものに限ります。）および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の支払期日をそれぞれ1月延伸いたします。</p> <p>(2) お客さまが被災された日（以下「被災日」といいます。）から引き続きまったく電気を使用しない場合には、災害発生日が属する月の6月後の末日までに限り、料金の算定期間ごとに次の割引を行ない、料金を算定いたします。</p> <p>イ 定額電灯、従量電灯および低圧電力のお客さま</p> <p>(イ) 割引の対象</p> <p>定額電灯については需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金とし、その他については基本料金（従量電灯Aの場合は最低料金および最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金とし、また、従量電灯Bで最低月額料金の適用を受けた場合は最低月額料金といたします。）といたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、まったく電気を使用しない日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。</p> <p>(ロ) 割引率</p> <p>(ハ)に定める割引日数1日ごとに4パーセントといたします。</p> <p>(ハ) 割引日数</p> <p>割引日数は、料金の算定期間ごとに、被災日から引き続きまったく電気を使用しない期間の日数といたします。</p> <p>ロ 臨時電灯、公衆街路灯、臨時電力および農事用電力のお客さま</p> <p>イに準じて割引を行ない、料金を算定いたします。</p> <p>(3) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、50（工事費負担金等相当額の申受け等）にかかわらず、工事費負担金等相当額を申し受けません。</p> <p>イ 被災日から引き続きまったく電気を使用されず、需給契約を廃止された後、災害発生日が属する月の6月後の末日までに被災された需要場所において新たに需給契約の申込みをされた場合で、その申込みにおける契約電流、契約容量または契約電力が被災日の契約電流、契約容量または契約電力</p>

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款（2024年4月1日実施）	特定小売供給約款（2025年4月1日実施）
	<p style="color: red;"><u>をこえないとき。</u></p> <p>ロ お客様が、再建等のため、災害発生日が属する月の6月後の末日までに被災された需要場所において新たに臨時電灯または臨時電力の申込みをされた場合</p> <p>ハ お客様が、再建等のため、災害発生日が属する月の6月後の末日までに引込線、計量器、その付属装置、区分装置、通信設備および電流制限器等の取付位置の変更の申込みをされた場合で、その供給方法が被災日の供給方法と同一であり、原則として初回の工事のとき。</p> <p>(4) 従量電灯C、臨時電灯C、公衆街路灯B、低圧電力、臨時電力（従量制供給のものに限ります。）および農事用電力のお客さまの契約負荷設備が災害により一時使用不能となった場合、災害発生日が属する月の6月後の末日までに限り、当該契約負荷設備に相当する基本料金を申し受けません。</p> <p>(5) その他の事項については、本則に準ずるものといたします。</p>
<p>4 日割計算についての特別措置</p> <p>2025年3月31日までの期間に使用される電気に係る料金に限り、27（日割計算）を、次のとおり読み替えて適用いたします。</p> <p>(1) 当社は、26（料金の算定）(1)イもしくはハまたは附則8（料金の算定についての特別措置）により読み替えて適用される26（料金の算定）(1)ロの場合には、次により料金を算定いたします。</p> <p>イ 基本料金、最低料金、最低月額料金または定額制供給の料金は、別表7（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。</p> <p>ロ 電力量料金および従量制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。ただし、従量電灯の料金適用上の電力量区分については、別表7（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。</p> <p>ハ イおよびロによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。</p> <p>(2) 26（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。</p> <p>また、附則8（料金の算定についての特別措置）により読み替えて適用される26（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。</p> <p>(3) 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は、その前後の力率にもとづいて、別表7（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。</p>	

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (2024年4月1日実施)	特定小売供給約款 (2025年4月1日実施)				
<p>5 低圧電力のお客さまについての特別措置</p> <p>2025年3月31日までに使用される電気に係る料金に限り、19(低圧電力)(5)を、次のとおり読み替えて適用いたします。</p> <p>(5) 料 金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</p> <p>イ 基本料金</p> <p>基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">契約電力1キロワットにつき</td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">1,377円 86銭</td> </tr> </table> <p>ロ 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">1キロワット時につき</td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">28円 71銭</td> </tr> </table> <p>ハ 力率割引および割増し</p> <p>電気機器の力率をそれぞれの入力によってニにより加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合((4)ロにより契約電力を定める場合を含みます。)は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、託送約款等に定める基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けて</p>	契約電力1キロワットにつき	1,377円 86銭	1キロワット時につき	28円 71銭	
契約電力1キロワットにつき	1,377円 86銭				
1キロワット時につき	28円 71銭				

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (2024年4月1日実施)	特定小売供給約款 (2025年4月1日実施)
<p>あるものについては 90 パーセント、取り付けてないものについては 80 パーセント、電熱器については 100 パーセントといたします。</p> <p>なお、まったく電気を使用しないその 1 月の力率は、85 パーセントとみなします。</p> <p><u>ニ 加重平均力率の算定</u></p> <p>加重平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。</p> $\text{加重平均力率 (パーセント)} = \frac{\frac{100\text{ パー}}{\text{セント}} \times \frac{\text{電熱器}}{\text{総容量}} + \frac{90\text{ パー}}{\text{セント}} \times \frac{\text{力率}90\text{ パーセントの}}{\text{機器総容量}} + \frac{80\text{ パー}}{\text{セント}} \times \frac{\text{力率}80\text{ パーセントの}}{\text{機器総容量}}}{\text{機器総容量}}$ <p><u>ホ その他</u></p> <p>時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。</p> <p>この場合の力率は、85 パーセントとみなします。</p>	
<p><u>6 臨時電力のお客さまについての特別措置</u></p> <p>2025 年 3 月 31 日までに使用される電気に係る料金に限り、20 (臨時電力) (3) 口を、次のとおり読み替えて適用いたします。</p> <p><u>ロ 従量制供給の場合</u></p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、附則 5 (低圧電力のお客さまについての特別措置) により読み替えて適用される 19 (低圧電力) (5)ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。</p> <p>また、電力量料金は、別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を下回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を上回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</p>	

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (2024年4月1日実施)	特定小売供給約款 (2025年4月1日実施)		
<p><u>(イ) 基本料金</u></p> <p>基本料金は、1月につき附則5(低圧電力のお客さまについての特別措置)により読み替えて適用される19(低圧電力)(5)イの該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、附則5(低圧電力のお客さまについての特別措置)により読み替えて適用される19(低圧電力)(5)イの該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。</p> <p><u>(ロ) 電力量料金</u></p> <p>電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;"><u>1キロワット時につき</u></td> <td style="padding: 2px; text-align: right;"><u>34円38銭</u></td> </tr> </table>	<u>1キロワット時につき</u>	<u>34円38銭</u>	
<u>1キロワット時につき</u>	<u>34円38銭</u>		
<p><u>7 農事用電力のお客さまについての特別措置</u></p> <p>2025年3月31日までに使用される電気に係る料金に限り、21(農事用電力)(3)を、次のとおり読み替えて適用いたします。</p> <p><u>(3) 料 金</u></p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、附則5(低圧電力のお客さまについての特別措置)により読み替えて適用される19(低圧電力)(5)ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</p> <p>なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。</p> <p><u>イ 基本料金</u></p> <p>基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5</p>			

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款（2024年4月1日実施）	特定小売供給約款（2025年4月1日実施）				
<p><u>キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。</u></p> <p><u>なお、1回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は、半額といたします。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;"><u>契約電力1キロワットにつき</u></td> <td style="padding: 2px; text-align: right;"><u>816円86銭</u></td> </tr> </table> <p><u>□ 電力量料金</u></p> <p><u>電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;"><u>1キロワット時につき</u></td> <td style="padding: 2px; text-align: right;"><u>26円06銭</u></td> </tr> </table>	<u>契約電力1キロワットにつき</u>	<u>816円86銭</u>	<u>1キロワット時につき</u>	<u>26円06銭</u>	
<u>契約電力1キロワットにつき</u>	<u>816円86銭</u>				
<u>1キロワット時につき</u>	<u>26円06銭</u>				
<p><u>8 料金の算定についての特別措置</u></p> <p><u>2025年3月31日までの電気の使用に係る料金に限り、26(料金の算定)(1)口を、次のとおり読み替えて適用いたします。</u></p> <p><u>□ 契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量、契約電力、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合</u></p>					
<p><u>9 使用の制限または中止の適用開始</u></p> <p><u>40(使用の制限または中止)は、2025年4月1日以降に使用される電気に適用するものとし、2025年3月31日までに使用される電気には、附則10(制限または中止の料金割引にかかる取扱い)を適用いたします。</u></p>					
<p><u>10 制限または中止の料金割引にかかる取扱い</u></p> <p>(1) <u>当社は、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等がお客様（定額電灯、従量電灯および低圧電力のお客さまに限ります。）の電気の使用を制限し、または中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因がお客様の責めとなる理由による場合は、そのお客様については割引いたしません。</u></p> <p>イ 割引の対象</p> <p><u>定額電灯については需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金とし、その他については基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金とし、従量電灯Aの場合は最低料金および最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金とし、また、従量電灯Bで最低月額料金の適用を受ける場合は最低月額料金といたします。）といたします。ただし、26(料金の算定)(1)イもしくはハまたは附則8(料金の算定についての特別措置)により読み替えて適用される26(料金の算定)(1)口の場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。</u></p>					

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款（2024年4月1日実施）	特定小売供給約款（2025年4月1日実施）
<p><u>ロ 割引率</u> <u>1月中の制限し、または中止した延べ日数1日ごとに4パーセントといたします。</u></p> <p><u>ハ 制限または中止延べ日数の計算</u> <u>延べ日数は、1日のうち延べ1時間以上制限し、または中止した日を1日として計算いたします。</u></p> <p><u>(2) (1)による延べ日数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当該一般送配電事業者等がお客さまに3日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1月につき1日を限って計算に入れません。この場合の1月につき1日とは、1暦月の1暦日における1回の工事による制限または中止の時間といたします。</u></p> <p><u>(3) 臨時電灯、公衆街路灯、臨時電力および農事用電力に対する使用の制限もしくは中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。</u></p>	
<p><u>11 この供給約款の実施にともなう切替措置</u> この供給約款実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、26（料金の算定）および<u>附則4（日割計算についての特別措置）</u>により読み替えて適用される27（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。</p>	<p><u>5 この供給約款の実施にともなう切替措置</u> <u>低压電力、臨時電力（従量制供給のものに限ります。）および農事用電力のお客さまについて、</u>この供給約款実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、26（料金の算定）および27（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。</p>
別 表 <p>1 再生可能エネルギー発電促進賦課金</p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。 なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を電磁的方法等によりお知らせいたします。</p> <p>(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの</p>	別 表 <p>1 再生可能エネルギー発電促進賦課金</p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。 なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を電磁的方法等によりお知らせいたします。</p> <p>(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの</p>

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款（ <u>2024年4月1日実施</u> ）	特定小売供給約款（ <u>2025年4月1日実施</u> ）
<p>期間に使用される電気に適用いたします。</p> <p>□ 定額制供給の場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。</p> <p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定</p> <p>イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。</p> <p>なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p> <p>(イ) 定額制供給の場合</p> <p>a 定額電灯および公衆街路灯A 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約負荷設備ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。</p> <p>b 臨時電灯Aおよび臨時電力 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約種別ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。</p> <p>(ロ) 従量制供給の場合 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aの場合は、最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、最低料金適用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。</p> <p>□ お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客様から当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。</p> <p>(イ) (ロ)の場合を除き、お客様からの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する</p>	<p>期間に使用される電気に適用いたします。</p> <p>□ 定額制供給の場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。</p> <p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定</p> <p>イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。</p> <p>なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p> <p>(イ) 定額制供給の場合</p> <p>a 定額電灯および公衆街路灯A 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約負荷設備ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。</p> <p>b 臨時電灯Aおよび臨時電力 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約種別ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。</p> <p>(ロ) 従量制供給の場合 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aの場合は、最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、最低料金適用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。</p> <p>□ お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客様から当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。</p> <p>(イ) (ロ)の場合を除き、お客様からの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する</p>

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款（2024年4月1日実施）	特定小売供給約款（2025年4月1日実施）
<p>る特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。</p> <p>なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p> <p>(ロ) 定額制供給の場合は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。</p>	<p>る特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。</p> <p>なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p> <p>(ロ) 定額制供給の場合は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。</p>
<p>2 燃料費調整</p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>イ 平均燃料価格</p> <p>原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。</p> $\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ <p>A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格</p> <p>B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格</p> <p>C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格</p> <p>$\alpha = 0.1874$</p> <p>$\beta = 0.0899$</p> <p>$\gamma = 1.0036$</p> <p>なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>ロ 燃料費調整単価</p> <p>燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,800 円を下回る場合</p> $\text{燃料費調整単価} = (80,800 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000}$ <p>(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,800 円を上回り、かつ、</p>	<p>2 燃料費調整</p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>イ 平均燃料価格</p> <p>原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。</p> $\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ <p>A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格</p> <p>B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格</p> <p>C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格</p> <p>$\alpha = 0.1874$</p> <p>$\beta = 0.0899$</p> <p>$\gamma = 1.0036$</p> <p>なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>ロ 燃料費調整単価</p> <p>燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,800 円を下回る場合</p> $\text{燃料費調整単価} = (80,800 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000}$ <p>(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,800 円を上回り、かつ、</p>

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (2024年4月1日実施)	特定小売供給約款 (2025年4月1日実施)																																																				
121,200円以下の場合 燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 80,800円) × $\frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$ (ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が121,200円を上回る場合 平均燃料価格は、121,200円といたします。 燃料費調整単価 = (121,200円 - 80,800円) × $\frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$ ハ 燃料費調整単価の適用 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に對応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。 (イ) 各平均燃料価格算定期間に對応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。	121,200円以下の場合 燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 80,800円) × $\frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$ (ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が121,200円を上回る場合 平均燃料価格は、121,200円といたします。 燃料費調整単価 = (121,200円 - 80,800円) × $\frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$ ハ 燃料費調整単価の適用 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に對応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。 (イ) 各平均燃料価格算定期間に對応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。																																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">平均燃料価格算定期間</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">燃料費調整単価適用期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center; padding: 2px;">毎年1月1日から3月31日までの期間</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr><td style="text-align: center; padding: 2px;">毎年2月1日から4月30日までの期間</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr><td style="text-align: center; padding: 2px;">毎年3月1日から5月31日までの期間</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr><td style="text-align: center; padding: 2px;">毎年4月1日から6月30日までの期間</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr><td style="text-align: center; padding: 2px;">毎年5月1日から7月31日までの期間</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr><td style="text-align: center; padding: 2px;">毎年6月1日から8月31日までの期間</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr><td style="text-align: center; padding: 2px;">毎年7月1日から9月30日までの期間</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr><td style="text-align: center; padding: 2px;">毎年8月1日から10月31日までの期間</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr><td style="text-align: center; padding: 2px;">毎年9月1日から11月30日までの期間</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr><td style="text-align: center; padding: 2px;">毎年10月1日から12月31日までの期間</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr><td style="text-align: center; padding: 2px;">毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr><td style="text-align: center; padding: 2px;">毎年12月1日から翌年の2月28日</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">翌年の4月の検針日から5月の検針</td></tr> </tbody> </table>	平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間	毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間	毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間	毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間	毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間	毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間	毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間	毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間	毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間	毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間	毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間	毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間	毎年12月1日から翌年の2月28日	翌年の4月の検針日から5月の検針	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">平均燃料価格算定期間</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">燃料費調整単価適用期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center; padding: 2px;">毎年1月1日から3月31日までの期間</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr><td style="text-align: center; padding: 2px;">毎年2月1日から4月30日までの期間</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr><td style="text-align: center; padding: 2px;">毎年3月1日から5月31日までの期間</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr><td style="text-align: center; padding: 2px;">毎年4月1日から6月30日までの期間</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr><td style="text-align: center; padding: 2px;">毎年5月1日から7月31日までの期間</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr><td style="text-align: center; padding: 2px;">毎年6月1日から8月31日までの期間</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr><td style="text-align: center; padding: 2px;">毎年7月1日から9月30日までの期間</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr><td style="text-align: center; padding: 2px;">毎年8月1日から10月31日までの期間</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr><td style="text-align: center; padding: 2px;">毎年9月1日から11月30日までの期間</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr><td style="text-align: center; padding: 2px;">毎年10月1日から12月31日までの期間</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr><td style="text-align: center; padding: 2px;">毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr><td style="text-align: center; padding: 2px;">毎年12月1日から翌年の2月28日</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">翌年の4月の検針日から5月の検針</td></tr> </tbody> </table>	平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間	毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間	毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間	毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間	毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間	毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間	毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間	毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間	毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間	毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間	毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間	毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間	毎年12月1日から翌年の2月28日	翌年の4月の検針日から5月の検針
平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間																																																				
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年12月1日から翌年の2月28日	翌年の4月の検針日から5月の検針																																																				
平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間																																																				
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年12月1日から翌年の2月28日	翌年の4月の検針日から5月の検針																																																				

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (2024年4月1日実施)		特定小売供給約款 (2025年4月1日実施)																																																			
までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	日の前日までの期間	までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	日の前日までの期間																																																		
<p>(ロ) 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。</p> <p>ニ 燃料費調整額</p> <p>(イ) 定額制供給の場合</p> <p>a 定額電灯および公衆街路灯A 燃料費調整額は、口によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。</p> <p>b 臨時電灯Aおよび臨時電力 燃料費調整額は、口によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。</p> <p>(ロ) 従量制供給の場合 燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aの場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。</p>		<p>(ロ) 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。</p> <p>ニ 燃料費調整額</p> <p>(イ) 定額制供給の場合</p> <p>a 定額電灯および公衆街路灯A 燃料費調整額は、口によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。</p> <p>b 臨時電灯Aおよび臨時電力 燃料費調整額は、口によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。</p> <p>(ロ) 従量制供給の場合 燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aの場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。</p>																																																			
<p>(2) 基準単価 基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。</p> <p>イ 定額制供給の場合</p> <p>(イ) 定額電灯および公衆街路灯A 基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。</p>		<p>(2) 基準単価 基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。</p> <p>イ 定額制供給の場合</p> <p>(イ) 定額電灯および公衆街路灯A 基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。</p>																																																			
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>電</td> <td>10ワットまでの1灯につき</td> <td>67銭1厘</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき</td> <td>1円34銭2厘</td> </tr> <tr> <td></td> <td>20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき</td> <td>2円68銭3厘</td> </tr> <tr> <td></td> <td>40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき</td> <td>4円02銭5厘</td> </tr> <tr> <td>灯</td> <td>60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき</td> <td>6円70銭8厘</td> </tr> <tr> <td></td> <td>100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに</td> <td>3円35銭4厘</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">小型機器</td> <td>50ボルトアンペアまでの1機器につき</td> <td>2円00銭3厘</td> </tr> <tr> <td>50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき</td> <td>4円00銭7厘</td> </tr> <tr> <td>100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに</td> <td>2円00銭3厘</td> </tr> </tbody> </table>		電	10ワットまでの1灯につき	67銭1厘		10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1円34銭2厘		20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2円68銭3厘		40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	4円02銭5厘	灯	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	6円70銭8厘		100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	3円35銭4厘	小型機器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	2円00銭3厘	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	4円00銭7厘	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	2円00銭3厘	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>電</td> <td>10ワットまでの1灯につき</td> <td>67銭1厘</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき</td> <td>1円34銭2厘</td> </tr> <tr> <td></td> <td>20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき</td> <td>2円68銭3厘</td> </tr> <tr> <td></td> <td>40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき</td> <td>4円02銭5厘</td> </tr> <tr> <td>灯</td> <td>60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき</td> <td>6円70銭8厘</td> </tr> <tr> <td></td> <td>100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに</td> <td>3円35銭4厘</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">小型機器</td> <td>50ボルトアンペアまでの1機器につき</td> <td>2円00銭3厘</td> </tr> <tr> <td>50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき</td> <td>4円00銭7厘</td> </tr> <tr> <td>100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに</td> <td>2円00銭3厘</td> </tr> </tbody> </table>		電	10ワットまでの1灯につき	67銭1厘		10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1円34銭2厘		20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2円68銭3厘		40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	4円02銭5厘	灯	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	6円70銭8厘		100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	3円35銭4厘	小型機器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	2円00銭3厘	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	4円00銭7厘	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	2円00銭3厘
電	10ワットまでの1灯につき	67銭1厘																																																			
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1円34銭2厘																																																			
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2円68銭3厘																																																			
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	4円02銭5厘																																																			
灯	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	6円70銭8厘																																																			
	100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	3円35銭4厘																																																			
小型機器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	2円00銭3厘																																																			
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	4円00銭7厘																																																			
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	2円00銭3厘																																																			
電	10ワットまでの1灯につき	67銭1厘																																																			
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1円34銭2厘																																																			
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2円68銭3厘																																																			
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	4円02銭5厘																																																			
灯	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	6円70銭8厘																																																			
	100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	3円35銭4厘																																																			
小型機器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	2円00銭3厘																																																			
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	4円00銭7厘																																																			
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	2円00銭3厘																																																			

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (2024年4月1日実施)	特定小売供給約款 (2025年4月1日実施)																				
(ロ) 臨時電灯A 基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。	(ロ) 臨時電灯A 基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合</td><td style="padding: 2px; text-align: right;">5 錢 4 厘</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合</td><td style="padding: 2px; text-align: right;">10 錢 8 厘</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに</td><td style="padding: 2px; text-align: right;">10 錢 8 厘</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合</td><td style="padding: 2px; text-align: right;">1 円 08 錢 1 厘</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに</td><td style="padding: 2px; text-align: right;">1 円 08 錢 1 厘</td></tr> </table>	総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	5 錢 4 厘	総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	10 錢 8 厘	総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	10 錢 8 厘	総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1 円 08 錢 1 厘	総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1 円 08 錢 1 厘	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合</td><td style="padding: 2px; text-align: right;">5 錢 4 厘</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合</td><td style="padding: 2px; text-align: right;">10 錢 8 厘</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに</td><td style="padding: 2px; text-align: right;">10 錢 8 厘</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合</td><td style="padding: 2px; text-align: right;">1 円 08 錢 1 厘</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに</td><td style="padding: 2px; text-align: right;">1 円 08 錢 1 厘</td></tr> </table>	総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	5 錢 4 厘	総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	10 錢 8 厘	総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	10 錢 8 厘	総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1 円 08 錢 1 厘	総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1 円 08 錢 1 厘
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	5 錢 4 厘																				
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	10 錢 8 厘																				
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	10 錢 8 厘																				
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1 円 08 錢 1 厘																				
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1 円 08 錢 1 厘																				
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	5 錢 4 厘																				
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	10 錢 8 厘																				
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	10 錢 8 厘																				
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1 円 08 錢 1 厘																				
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1 円 08 錢 1 厘																				
(ハ) 臨時電力 基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。	(ハ) 臨時電力 基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">契約電力 1 キロワット 1 日につき</td><td style="padding: 2px; text-align: right;">1 円 13 錢 6 厘</td></tr> </table>	契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 13 錢 6 厘	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">契約電力 1 キロワット 1 日につき</td><td style="padding: 2px; text-align: right;">1 円 13 錢 6 厘</td></tr> </table>	契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 13 錢 6 厘																
契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 13 錢 6 厘																				
契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 13 錢 6 厘																				
<input type="checkbox"/> 従量制供給の場合 基準単価は、次のとおりといたします。	<input type="checkbox"/> 従量制供給の場合 基準単価は、次のとおりといたします。																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">1 キロワット時につき</td><td style="padding: 2px; text-align: right;">17 錢 3 厘</td></tr> </table>	1 キロワット時につき	17 錢 3 厘	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">1 キロワット時につき</td><td style="padding: 2px; text-align: right;">17 錢 3 厘</td></tr> </table>	1 キロワット時につき	17 錢 3 厘																
1 キロワット時につき	17 錢 3 厘																				
1 キロワット時につき	17 錢 3 厘																				
(3) 燃料費調整単価等のお知らせ 当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を電磁的方法等によりお知らせいたします。	(3) 燃料費調整単価等のお知らせ 当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を電磁的方法等によりお知らせいたします。																				
3 離島ユニバーサルサービス調整 (1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定 イ 離島平均燃料価格 原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。 なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。 $\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha$ $A = \text{各離島平均燃料価格算定期間における } 1 \text{ キロリットル当たりの平均原油価格}$	3 離島ユニバーサルサービス調整 (1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定 イ 離島平均燃料価格 原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。 なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。 $\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha$ $A = \text{各離島平均燃料価格算定期間における } 1 \text{ キロリットル当たりの平均原油価格}$																				

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (2024年4月1日実施)	特定小売供給約款 (2025年4月1日実施)
<p style="text-align: center;">$\alpha = 1.0000$</p> <p>なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>□ 離島基準燃料価格 原油換算値1キロリットル当たりの離島基準燃料価格は、79,300円といたします。</p> <p>△ 離島調整上限燃料価格 原油換算値1キロリットル当たりの離島調整上限燃料価格は、119,000円といたします。</p> <p>○ 離島ユニバーサルサービス調整単価 離島ユニバーサルサービス調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。 なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(イ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を下回る場合 離島ユニバーサルサービス調整単価 $= (\text{離島基準燃料価格} - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{(2) \text{の離島基準単価}}{1,000}$</p> <p>(ロ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を上回り、かつ、離島調整上限燃料価格以下の場合 離島ユニバーサルサービス調整単価 $= (\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{(2) \text{の離島基準単価}}{1,000}$</p> <p>(ハ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格を上回る場合 離島平均燃料価格は、離島調整上限燃料価格といたします。 離島ユニバーサルサービス調整単価 $= (\text{離島調整上限燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{(2) \text{の離島基準単価}}{1,000}$</p> <p>ホ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用 各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。</p> <p>(イ) 各離島平均燃料価格算定期間に応する離島ユニバーサルサービス調</p>	<p style="text-align: center;">$\alpha = 1.0000$</p> <p>なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>□ 離島基準燃料価格 原油換算値1キロリットル当たりの離島基準燃料価格は、79,300円といたします。</p> <p>△ 離島調整上限燃料価格 原油換算値1キロリットル当たりの離島調整上限燃料価格は、119,000円といたします。</p> <p>○ 離島ユニバーサルサービス調整単価 離島ユニバーサルサービス調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。 なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(イ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を下回る場合 離島ユニバーサルサービス調整単価 $= (\text{離島基準燃料価格} - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{(2) \text{の離島基準単価}}{1,000}$</p> <p>(ロ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を上回り、かつ、離島調整上限燃料価格以下の場合 離島ユニバーサルサービス調整単価 $= (\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{(2) \text{の離島基準単価}}{1,000}$</p> <p>(ハ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格を上回る場合 離島平均燃料価格は、離島調整上限燃料価格といたします。 離島ユニバーサルサービス調整単価 $= (\text{離島調整上限燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{(2) \text{の離島基準単価}}{1,000}$</p> <p>ホ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用 各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。</p> <p>(イ) 各離島平均燃料価格算定期間に応する離島ユニバーサルサービス調</p>

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (2024年4月1日実施)		特定小売供給約款 (2025年4月1日実施)	
整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。		整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。	
離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間	離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間	毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間	毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間	毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間	毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間	毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間	毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間	毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間	毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間	毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間	毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間	毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間	毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間
(ロ) 定額制供給の場合は、各離島平均燃料価格算定期間に応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。		(ロ) 定額制供給の場合は、各離島平均燃料価格算定期間に応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。	
ヘ 離島ユニバーサルサービス調整額		ヘ 離島ユニバーサルサービス調整額	
(イ) 定額制供給の場合		(イ) 定額制供給の場合	
a 定額電灯および公衆街路灯A 離島ユニバーサルサービス調整額は、ニによって算定された各契約負荷設備ごとの離島ユニバーサルサービス調整単価の合計といたします。		a 定額電灯および公衆街路灯A 離島ユニバーサルサービス調整額は、ニによって算定された各契約負荷設備ごとの離島ユニバーサルサービス調整単価の合計といたします。	

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (2024年4月1日実施)		特定小売供給約款 (2025年4月1日実施)		
b 臨時電灯Aおよび臨時電力 離島ユニバーサルサービス調整額は、ニによって算定された各契約種別ごとの離島ユニバーサルサービス調整単価といたします。	(ロ) 従量制供給の場合 離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量にニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aの場合は、最低料金の離島ユニバーサルサービス調整額は、最低料金適用電力量にニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものにニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。	b 臨時電灯Aおよび臨時電力 離島ユニバーサルサービス調整額は、ニによって算定された各契約種別ごとの離島ユニバーサルサービス調整単価といたします。	(ロ) 従量制供給の場合 離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量にニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aの場合は、最低料金の離島ユニバーサルサービス調整額は、最低料金適用電力量にニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものにニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。	
(2) 離島基準単価 離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。	イ 定額制供給の場合 (イ) 定額電灯および公衆街路灯A 離島基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。	(2) 離島基準単価 離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。	イ 定額制供給の場合 (イ) 定額電灯および公衆街路灯A 離島基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。	
電 灯	10ワットまでの1灯につき	4厘	10ワットまでの1灯につき	4厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	9厘	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	9厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	1銭8厘	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	1銭8厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	2銭5厘	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	2銭5厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	4銭3厘	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	4銭3厘
	100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	2銭1厘	100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	2銭1厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	1銭3厘	50ボルトアンペアまでの1機器につき	1銭3厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	2銭5厘	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	2銭5厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	1銭3厘	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	1銭3厘
(ロ) 臨時電灯A 離島基準単価は、契約負荷設備の総容量(入力)によって、1日につき次のとおりといたします。		(ロ) 臨時電灯A 離島基準単価は、契約負荷設備の総容量(入力)によって、1日につき次のとおりといたします。		
	総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0厘	総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0厘
	総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	1厘	総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	1厘
	総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペア	1厘	総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペア	1厘

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (2024年4月1日実施)		特定小売供給約款 (2025年4月1日実施)	
までの場合 100 ボルトアンペアまでごとに		までの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	7 厘	総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	7 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	7 厘	総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	7 厘
(ハ) 臨時電力		(ハ) 臨時電力	
離島基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の離島基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の離島基準単価の半額といたします。		離島基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の離島基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の離島基準単価の半額といたします。	
契約電力 1 キロワット 1 日につき	8 厘	契約電力 1 キロワット 1 日につき	8 厘
<input type="checkbox"/> 従量制供給の場合 離島基準単価は、次のとおりといたします。		<input type="checkbox"/> 従量制供給の場合 離島基準単価は、次のとおりといたします。	
1 キロワット時につき	1 厘	1 キロワット時につき	1 厘
(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価等のお知らせ 当社は、(1)イの各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格および(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を電磁的方法等によりお知らせいたします。		(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価等のお知らせ 当社は、(1)イの各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格および(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を電磁的方法等によりお知らせいたします。	
4 契約負荷設備の総容量の算定		4 契約負荷設備の総容量の算定	
(1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。 イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合 差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。 ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合 電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。 (イ) 住宅、アパート、寮、病院、学校、寺院およびこれに準ずるもの。 1 差込口につき 50 ボルトアンペア (ロ) (イ)以外の場合 1 差込口につき 100 ボルトアンペア		(1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。 イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合 差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。 ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合 電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。 (イ) 住宅、アパート、寮、病院、学校、寺院およびこれに準ずるもの。 1 差込口につき 50 ボルトアンペア (ロ) (イ)以外の場合 1 差込口につき 100 ボルトアンペア	
(2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は、同一業種の 1 回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき、契約負荷設備の総容量（入力）を算定いたします。		(2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は、同一業種の 1 回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき、契約負荷設備の総容量（入力）を算定いたします。	
5 負荷設備の入力換算容量		5 負荷設備の入力換算容量	
(1) 照明用電気機器 照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。		(1) 照明用電気機器 照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。	

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (2024年4月1日実施)				特定小売供給約款 (2025年4月1日実施)					
イ ケイ 光 灯									
高 力 率 型	換 算 容 量			高 力 率 型	換 算 容 量				
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)			入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)			
	管灯の定格消費電力 (ワット) ×150 パーセント	管灯の定格消費電力 (ワット) ×125 パーセント			管灯の定格消費電力 (ワット) ×150 パーセント	管灯の定格消費電力 (ワット) ×125 パーセント			
低 力 率 型	管灯の定格消費電力 (ワット) ×200 パーセント			低 力 率 型	管灯の定格消費電力 (ワット) ×200 パーセント				
ロ ネオン管灯									
2 次 電 壓 (ボルト)	換 算 容 量			2 次 電 壓 (ボルト)	換 算 容 量				
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)		入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)		
	高 力 率 型	低 力 率 型			高 力 率 型	低 力 率 型			
	3,000	30	80		30	3,000	30	80	30
	6,000	60	150		60	6,000	60	150	60
	9,000	100	220		100	9,000	100	220	100
	12,000	140	300		140	12,000	140	300	140
15,000	180	350	180	15,000	180	350	180		
ハ スリームラインランプ									
管の長さ (ミリメートル)	換 算 容 量			管の長さ (ミリメートル)	換 算 容 量				
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)		入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)		
	999 以下	40			40	999 以下		40	40
	1,149 ツ	60	60		1,149 ツ	60	60		
	1,556 ツ	70	70		1,556 ツ	70	70		
	1,759 ツ	80	80		1,759 ツ	80	80		
2,368 ツ	100	100	2,368 ツ	100	100				
ニ 水銀灯									
出 力 (ワット)	換 算 容 量			出 力 (ワット)	換 算 容 量				
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)		入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)		
	高 力 率 型	低 力 率 型			高 力 率 型	低 力 率 型			
	40 以下	60	130		50	40 以下	60	130	50
60 ツ	80	170	70	60 ツ	80	170	70		
80 ツ	100	190	90	80 ツ	100	190	90		

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (2024年4月1日実施)					特定小売供給約款 (2025年4月1日実施)				
	100〃	150	200	130		100〃	150	200	130
	125〃	160	290	145		125〃	160	290	145
	200〃	250	400	230		200〃	250	400	230
	250〃	300	500	270		250〃	300	500	270
	300〃	350	550	325		300〃	350	550	325
	400〃	500	750	435		400〃	500	750	435
	700〃	800	1,200	735		700〃	800	1,200	735
	1,000〃	1,200	1,750	1,005		1,000〃	1,200	1,750	1,005

(2) 誘導電動機	(2) 誘導電動機																																																																						
イ 単相誘導電動機	イ 単相誘導電動機																																																																						
(イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量(入力〔キロワット〕)は、換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。	(イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量(入力〔キロワット〕)は、換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。																																																																						
(ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。	(ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。																																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">出 力 (ワット)</th> <th colspan="4">換 算 容 量</th> </tr> <tr> <th colspan="2">入力 (ボルトアンペア)</th> <th rowspan="2">入力 (ワット)</th> </tr> <tr> <th>高 力 率 型</th> <th>低 力 率 型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>35 以下</td> <td>—</td> <td>160</td> <td rowspan="8">出力 (ワット) × 133.0 パーセント</td> </tr> <tr> <td>45〃</td> <td>—</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>65〃</td> <td>—</td> <td>230</td> </tr> <tr> <td>100〃</td> <td>250</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td>200〃</td> <td>400</td> <td>550</td> </tr> <tr> <td>400〃</td> <td>600</td> <td>850</td> </tr> <tr> <td>550〃</td> <td>900</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>750〃</td> <td>1,000</td> <td>1,400</td> </tr> </tbody> </table>	出 力 (ワット)	換 算 容 量				入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)	高 力 率 型	低 力 率 型	35 以下	—	160	出力 (ワット) × 133.0 パーセント	45〃	—	180	65〃	—	230	100〃	250	350	200〃	400	550	400〃	600	850	550〃	900	1,200	750〃	1,000	1,400	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">出 力 (ワット)</th> <th colspan="4">換 算 容 量</th> </tr> <tr> <th colspan="2">入力 (ボルトアンペア)</th> <th rowspan="2">入力 (ワット)</th> </tr> <tr> <th>高 力 率 型</th> <th>低 力 率 型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>35 以下</td> <td>—</td> <td>160</td> <td rowspan="8">出力 (ワット) × 133.0 パーセント</td> </tr> <tr> <td>45〃</td> <td>—</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>65〃</td> <td>—</td> <td>230</td> </tr> <tr> <td>100〃</td> <td>250</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td>200〃</td> <td>400</td> <td>550</td> </tr> <tr> <td>400〃</td> <td>600</td> <td>850</td> </tr> <tr> <td>550〃</td> <td>900</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>750〃</td> <td>1,000</td> <td>1,400</td> </tr> </tbody> </table>	出 力 (ワット)	換 算 容 量				入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)	高 力 率 型	低 力 率 型	35 以下	—	160	出力 (ワット) × 133.0 パーセント	45〃	—	180	65〃	—	230	100〃	250	350	200〃	400	550	400〃	600	850	550〃	900	1,200	750〃	1,000	1,400
出 力 (ワット)		換 算 容 量																																																																					
		入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)																																																																			
	高 力 率 型	低 力 率 型																																																																					
35 以下	—	160	出力 (ワット) × 133.0 パーセント																																																																				
45〃	—	180																																																																					
65〃	—	230																																																																					
100〃	250	350																																																																					
200〃	400	550																																																																					
400〃	600	850																																																																					
550〃	900	1,200																																																																					
750〃	1,000	1,400																																																																					
出 力 (ワット)	換 算 容 量																																																																						
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)																																																																				
	高 力 率 型	低 力 率 型																																																																					
35 以下	—	160	出力 (ワット) × 133.0 パーセント																																																																				
45〃	—	180																																																																					
65〃	—	230																																																																					
100〃	250	350																																																																					
200〃	400	550																																																																					
400〃	600	850																																																																					
550〃	900	1,200																																																																					
750〃	1,000	1,400																																																																					
ロ 3相誘導電動機	ロ 3相誘導電動機																																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">換算容量 (入力 [キロワット])</th> </tr> <tr> <th colspan="2">出 力 (馬 力) × 93.3 パーセント</th> </tr> </thead> </table>	換算容量 (入力 [キロワット])		出 力 (馬 力) × 93.3 パーセント		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">換算容量 (入力 [キロワット])</th> </tr> <tr> <th colspan="2">出 力 (馬 力) × 93.3 パーセント</th> </tr> </thead> </table>	換算容量 (入力 [キロワット])		出 力 (馬 力) × 93.3 パーセント																																																															
換算容量 (入力 [キロワット])																																																																							
出 力 (馬 力) × 93.3 パーセント																																																																							
換算容量 (入力 [キロワット])																																																																							
出 力 (馬 力) × 93.3 パーセント																																																																							

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (2024年4月1日実施)				特定小売供給約款 (2025年4月1日実施)																																																																																																																																			
				出 力 (キロワット) ×125.0 パーセント																																																																																																																																			
<p>(3) レントゲン装置</p> <p>レントゲン装置の換算容量は、次によります。</p> <p>なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>装置種別 (携帯型および移動型を含みます。)</th> <th>最高定格管電圧 (キロボルトピーク)</th> <th>管電流(短時間定格電流) (ミリアンペア)</th> <th>換算容量(入力) (キロボルトアンペア)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="9">治療用装置</td><td rowspan="9">95キロボルトピーク以下</td><td colspan="2">定格1次最大入力(キロボルトアンペア)の値といたします。</td></tr> <tr><td>20ミリアンペア以下</td><td>1</td></tr> <tr><td>20ミリアンペア超過 30ミリアンペア以下</td><td>1.5</td></tr> <tr><td>30〃 50〃</td><td>2</td></tr> <tr><td>50〃 100〃</td><td>3</td></tr> <tr><td>100〃 200〃</td><td>4</td></tr> <tr><td>200〃 300〃</td><td>5</td></tr> <tr><td>300〃 500〃</td><td>7.5</td></tr> <tr><td>500〃 1,000〃</td><td>10</td></tr> <tr><td rowspan="10">診察用装置</td><td rowspan="10">95キロボルトピーク超過 100キロボルトピーク以下</td><td>200ミリアンペア以下</td><td>5</td></tr> <tr><td>200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下</td><td>6</td></tr> <tr><td>300〃 500〃</td><td>8</td></tr> <tr><td>500〃 1,000〃</td><td>13.5</td></tr> <tr><td>100キロボルトピーク超過</td><td>500ミリアンペア以下</td></tr> <tr><td>125キロボルトピーク以下</td><td>500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下</td><td>16</td></tr> <tr><td>125キロボルトピーク超過</td><td>500ミリアンペア以下</td><td>11</td></tr> <tr><td>150キロボルトピーク以下</td><td>500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下</td><td>19.5</td></tr> <tr><td rowspan="3">蓄電器放電式 診察用装置</td><td>コンデンサ容量 0.75マイクロファラッド以下</td><td>1</td></tr> <tr><td>0.75マイクロファラッド超過 1.5マイクロファラッド〃</td><td>2</td></tr> <tr><td>1.5マイクロファラッド〃 3マイクロファラッド〃</td><td>3</td></tr> <tr> <td colspan="8"> <p>(4) 電気溶接機</p> <p>電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>イ 日本産業規格に適合した機器(コンデンサ内蔵型を除きます。)の場合</p> <p>入力(キロワット) = 最大定格1次入力(キロボルトアンペア) ×70パーセント</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="8"> <p>(3) レントゲン装置</p> <p>レントゲン装置の換算容量は、次によります。</p> <p>なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>装置種別 (携帯型および移動型を含みます。)</th> <th>最高定格管電圧 (キロボルトピーク)</th> <th>管電流(短時間定格電流) (ミリアンペア)</th> <th>換算容量(入力) (キロボルトアンペア)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="9">治療用装置</td><td rowspan="9">95キロボルトピーク以下</td><td colspan="2">定格1次最大入力(キロボルトアンペア)の値といたします。</td></tr> <tr><td>20ミリアンペア以下</td><td>1</td></tr> <tr><td>20ミリアンペア超過 30ミリアンペア以下</td><td>1.5</td></tr> <tr><td>30〃 50〃</td><td>2</td></tr> <tr><td>50〃 100〃</td><td>3</td></tr> <tr><td>100〃 200〃</td><td>4</td></tr> <tr><td>200〃 300〃</td><td>5</td></tr> <tr><td>300〃 500〃</td><td>7.5</td></tr> <tr><td>500〃 1,000〃</td><td>10</td></tr> <tr><td rowspan="10">診察用装置</td><td rowspan="10">95キロボルトピーク超過 100キロボルトピーク以下</td><td>200ミリアンペア以下</td><td>5</td></tr> <tr><td>200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下</td><td>6</td></tr> <tr><td>300〃 500〃</td><td>8</td></tr> <tr><td>500〃 1,000〃</td><td>13.5</td></tr> <tr><td>100キロボルトピーク超過</td><td>500ミリアンペア以下</td></tr> <tr><td>125キロボルトピーク以下</td><td>500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下</td><td>16</td></tr> <tr><td>125キロボルトピーク超過</td><td>500ミリアンペア以下</td><td>11</td></tr> <tr><td>150キロボルトピーク以下</td><td>500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下</td><td>19.5</td></tr> <tr><td rowspan="3">蓄電器放電式 診察用装置</td><td>コンデンサ容量 0.75マイクロファラッド以下</td><td>1</td></tr> <tr><td>0.75マイクロファラッド超過 1.5マイクロファラッド〃</td><td>2</td></tr> <tr><td>1.5マイクロファラッド〃 3マイクロファラッド〃</td><td>3</td></tr> <tr> <td colspan="8"> <p>(4) 電気溶接機</p> <p>電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>イ 日本産業規格に適合した機器(コンデンサ内蔵型を除きます。)の場合</p> <p>入力(キロワット) = 最大定格1次入力(キロボルトアンペア) ×70パーセント</p> </td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>								装置種別 (携帯型および移動型を含みます。)	最高定格管電圧 (キロボルトピーク)	管電流(短時間定格電流) (ミリアンペア)	換算容量(入力) (キロボルトアンペア)	治療用装置	95キロボルトピーク以下	定格1次最大入力(キロボルトアンペア)の値といたします。		20ミリアンペア以下	1	20ミリアンペア超過 30ミリアンペア以下	1.5	30〃 50〃	2	50〃 100〃	3	100〃 200〃	4	200〃 300〃	5	300〃 500〃	7.5	500〃 1,000〃	10	診察用装置	95キロボルトピーク超過 100キロボルトピーク以下	200ミリアンペア以下	5	200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	6	300〃 500〃	8	500〃 1,000〃	13.5	100キロボルトピーク超過	500ミリアンペア以下	125キロボルトピーク以下	500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	16	125キロボルトピーク超過	500ミリアンペア以下	11	150キロボルトピーク以下	500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	19.5	蓄電器放電式 診察用装置	コンデンサ容量 0.75マイクロファラッド以下	1	0.75マイクロファラッド超過 1.5マイクロファラッド〃	2	1.5マイクロファラッド〃 3マイクロファラッド〃	3	<p>(4) 電気溶接機</p> <p>電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>イ 日本産業規格に適合した機器(コンデンサ内蔵型を除きます。)の場合</p> <p>入力(キロワット) = 最大定格1次入力(キロボルトアンペア) ×70パーセント</p>								<p>(3) レントゲン装置</p> <p>レントゲン装置の換算容量は、次によります。</p> <p>なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>装置種別 (携帯型および移動型を含みます。)</th> <th>最高定格管電圧 (キロボルトピーク)</th> <th>管電流(短時間定格電流) (ミリアンペア)</th> <th>換算容量(入力) (キロボルトアンペア)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="9">治療用装置</td><td rowspan="9">95キロボルトピーク以下</td><td colspan="2">定格1次最大入力(キロボルトアンペア)の値といたします。</td></tr> <tr><td>20ミリアンペア以下</td><td>1</td></tr> <tr><td>20ミリアンペア超過 30ミリアンペア以下</td><td>1.5</td></tr> <tr><td>30〃 50〃</td><td>2</td></tr> <tr><td>50〃 100〃</td><td>3</td></tr> <tr><td>100〃 200〃</td><td>4</td></tr> <tr><td>200〃 300〃</td><td>5</td></tr> <tr><td>300〃 500〃</td><td>7.5</td></tr> <tr><td>500〃 1,000〃</td><td>10</td></tr> <tr><td rowspan="10">診察用装置</td><td rowspan="10">95キロボルトピーク超過 100キロボルトピーク以下</td><td>200ミリアンペア以下</td><td>5</td></tr> <tr><td>200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下</td><td>6</td></tr> <tr><td>300〃 500〃</td><td>8</td></tr> <tr><td>500〃 1,000〃</td><td>13.5</td></tr> <tr><td>100キロボルトピーク超過</td><td>500ミリアンペア以下</td></tr> <tr><td>125キロボルトピーク以下</td><td>500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下</td><td>16</td></tr> <tr><td>125キロボルトピーク超過</td><td>500ミリアンペア以下</td><td>11</td></tr> <tr><td>150キロボルトピーク以下</td><td>500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下</td><td>19.5</td></tr> <tr><td rowspan="3">蓄電器放電式 診察用装置</td><td>コンデンサ容量 0.75マイクロファラッド以下</td><td>1</td></tr> <tr><td>0.75マイクロファラッド超過 1.5マイクロファラッド〃</td><td>2</td></tr> <tr><td>1.5マイクロファラッド〃 3マイクロファラッド〃</td><td>3</td></tr> <tr> <td colspan="8"> <p>(4) 電気溶接機</p> <p>電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>イ 日本産業規格に適合した機器(コンデンサ内蔵型を除きます。)の場合</p> <p>入力(キロワット) = 最大定格1次入力(キロボルトアンペア) ×70パーセント</p> </td> </tr> </tbody> </table>								装置種別 (携帯型および移動型を含みます。)	最高定格管電圧 (キロボルトピーク)	管電流(短時間定格電流) (ミリアンペア)	換算容量(入力) (キロボルトアンペア)	治療用装置	95キロボルトピーク以下	定格1次最大入力(キロボルトアンペア)の値といたします。		20ミリアンペア以下	1	20ミリアンペア超過 30ミリアンペア以下	1.5	30〃 50〃	2	50〃 100〃	3	100〃 200〃	4	200〃 300〃	5	300〃 500〃	7.5	500〃 1,000〃	10	診察用装置	95キロボルトピーク超過 100キロボルトピーク以下	200ミリアンペア以下	5	200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	6	300〃 500〃	8	500〃 1,000〃	13.5	100キロボルトピーク超過	500ミリアンペア以下	125キロボルトピーク以下	500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	16	125キロボルトピーク超過	500ミリアンペア以下	11	150キロボルトピーク以下	500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	19.5	蓄電器放電式 診察用装置	コンデンサ容量 0.75マイクロファラッド以下	1	0.75マイクロファラッド超過 1.5マイクロファラッド〃	2	1.5マイクロファラッド〃 3マイクロファラッド〃	3	<p>(4) 電気溶接機</p> <p>電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>イ 日本産業規格に適合した機器(コンデンサ内蔵型を除きます。)の場合</p> <p>入力(キロワット) = 最大定格1次入力(キロボルトアンペア) ×70パーセント</p>							
装置種別 (携帯型および移動型を含みます。)	最高定格管電圧 (キロボルトピーク)	管電流(短時間定格電流) (ミリアンペア)	換算容量(入力) (キロボルトアンペア)																																																																																																																																				
治療用装置	95キロボルトピーク以下	定格1次最大入力(キロボルトアンペア)の値といたします。																																																																																																																																					
		20ミリアンペア以下	1																																																																																																																																				
		20ミリアンペア超過 30ミリアンペア以下	1.5																																																																																																																																				
		30〃 50〃	2																																																																																																																																				
		50〃 100〃	3																																																																																																																																				
		100〃 200〃	4																																																																																																																																				
		200〃 300〃	5																																																																																																																																				
		300〃 500〃	7.5																																																																																																																																				
		500〃 1,000〃	10																																																																																																																																				
診察用装置	95キロボルトピーク超過 100キロボルトピーク以下	200ミリアンペア以下	5																																																																																																																																				
		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	6																																																																																																																																				
		300〃 500〃	8																																																																																																																																				
		500〃 1,000〃	13.5																																																																																																																																				
		100キロボルトピーク超過	500ミリアンペア以下																																																																																																																																				
		125キロボルトピーク以下	500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	16																																																																																																																																			
		125キロボルトピーク超過	500ミリアンペア以下	11																																																																																																																																			
		150キロボルトピーク以下	500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	19.5																																																																																																																																			
		蓄電器放電式 診察用装置	コンデンサ容量 0.75マイクロファラッド以下	1																																																																																																																																			
			0.75マイクロファラッド超過 1.5マイクロファラッド〃	2																																																																																																																																			
1.5マイクロファラッド〃 3マイクロファラッド〃	3																																																																																																																																						
<p>(4) 電気溶接機</p> <p>電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>イ 日本産業規格に適合した機器(コンデンサ内蔵型を除きます。)の場合</p> <p>入力(キロワット) = 最大定格1次入力(キロボルトアンペア) ×70パーセント</p>																																																																																																																																							
<p>(3) レントゲン装置</p> <p>レントゲン装置の換算容量は、次によります。</p> <p>なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>装置種別 (携帯型および移動型を含みます。)</th> <th>最高定格管電圧 (キロボルトピーク)</th> <th>管電流(短時間定格電流) (ミリアンペア)</th> <th>換算容量(入力) (キロボルトアンペア)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="9">治療用装置</td><td rowspan="9">95キロボルトピーク以下</td><td colspan="2">定格1次最大入力(キロボルトアンペア)の値といたします。</td></tr> <tr><td>20ミリアンペア以下</td><td>1</td></tr> <tr><td>20ミリアンペア超過 30ミリアンペア以下</td><td>1.5</td></tr> <tr><td>30〃 50〃</td><td>2</td></tr> <tr><td>50〃 100〃</td><td>3</td></tr> <tr><td>100〃 200〃</td><td>4</td></tr> <tr><td>200〃 300〃</td><td>5</td></tr> <tr><td>300〃 500〃</td><td>7.5</td></tr> <tr><td>500〃 1,000〃</td><td>10</td></tr> <tr><td rowspan="10">診察用装置</td><td rowspan="10">95キロボルトピーク超過 100キロボルトピーク以下</td><td>200ミリアンペア以下</td><td>5</td></tr> <tr><td>200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下</td><td>6</td></tr> <tr><td>300〃 500〃</td><td>8</td></tr> <tr><td>500〃 1,000〃</td><td>13.5</td></tr> <tr><td>100キロボルトピーク超過</td><td>500ミリアンペア以下</td></tr> <tr><td>125キロボルトピーク以下</td><td>500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下</td><td>16</td></tr> <tr><td>125キロボルトピーク超過</td><td>500ミリアンペア以下</td><td>11</td></tr> <tr><td>150キロボルトピーク以下</td><td>500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下</td><td>19.5</td></tr> <tr><td rowspan="3">蓄電器放電式 診察用装置</td><td>コンデンサ容量 0.75マイクロファラッド以下</td><td>1</td></tr> <tr><td>0.75マイクロファラッド超過 1.5マイクロファラッド〃</td><td>2</td></tr> <tr><td>1.5マイクロファラッド〃 3マイクロファラッド〃</td><td>3</td></tr> <tr> <td colspan="8"> <p>(4) 電気溶接機</p> <p>電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>イ 日本産業規格に適合した機器(コンデンサ内蔵型を除きます。)の場合</p> <p>入力(キロワット) = 最大定格1次入力(キロボルトアンペア) ×70パーセント</p> </td> </tr> </tbody> </table>								装置種別 (携帯型および移動型を含みます。)	最高定格管電圧 (キロボルトピーク)	管電流(短時間定格電流) (ミリアンペア)	換算容量(入力) (キロボルトアンペア)	治療用装置	95キロボルトピーク以下	定格1次最大入力(キロボルトアンペア)の値といたします。		20ミリアンペア以下	1	20ミリアンペア超過 30ミリアンペア以下	1.5	30〃 50〃	2	50〃 100〃	3	100〃 200〃	4	200〃 300〃	5	300〃 500〃	7.5	500〃 1,000〃	10	診察用装置	95キロボルトピーク超過 100キロボルトピーク以下	200ミリアンペア以下	5	200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	6	300〃 500〃	8	500〃 1,000〃	13.5	100キロボルトピーク超過	500ミリアンペア以下	125キロボルトピーク以下	500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	16	125キロボルトピーク超過	500ミリアンペア以下	11	150キロボルトピーク以下	500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	19.5	蓄電器放電式 診察用装置	コンデンサ容量 0.75マイクロファラッド以下	1	0.75マイクロファラッド超過 1.5マイクロファラッド〃	2	1.5マイクロファラッド〃 3マイクロファラッド〃	3	<p>(4) 電気溶接機</p> <p>電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>イ 日本産業規格に適合した機器(コンデンサ内蔵型を除きます。)の場合</p> <p>入力(キロワット) = 最大定格1次入力(キロボルトアンペア) ×70パーセント</p>																																																																											
装置種別 (携帯型および移動型を含みます。)	最高定格管電圧 (キロボルトピーク)	管電流(短時間定格電流) (ミリアンペア)	換算容量(入力) (キロボルトアンペア)																																																																																																																																				
治療用装置	95キロボルトピーク以下	定格1次最大入力(キロボルトアンペア)の値といたします。																																																																																																																																					
		20ミリアンペア以下	1																																																																																																																																				
		20ミリアンペア超過 30ミリアンペア以下	1.5																																																																																																																																				
		30〃 50〃	2																																																																																																																																				
		50〃 100〃	3																																																																																																																																				
		100〃 200〃	4																																																																																																																																				
		200〃 300〃	5																																																																																																																																				
		300〃 500〃	7.5																																																																																																																																				
		500〃 1,000〃	10																																																																																																																																				
診察用装置	95キロボルトピーク超過 100キロボルトピーク以下	200ミリアンペア以下	5																																																																																																																																				
		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	6																																																																																																																																				
		300〃 500〃	8																																																																																																																																				
		500〃 1,000〃	13.5																																																																																																																																				
		100キロボルトピーク超過	500ミリアンペア以下																																																																																																																																				
		125キロボルトピーク以下	500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	16																																																																																																																																			
		125キロボルトピーク超過	500ミリアンペア以下	11																																																																																																																																			
		150キロボルトピーク以下	500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	19.5																																																																																																																																			
		蓄電器放電式 診察用装置	コンデンサ容量 0.75マイクロファラッド以下	1																																																																																																																																			
			0.75マイクロファラッド超過 1.5マイクロファラッド〃	2																																																																																																																																			
1.5マイクロファラッド〃 3マイクロファラッド〃	3																																																																																																																																						
<p>(4) 電気溶接機</p> <p>電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>イ 日本産業規格に適合した機器(コンデンサ内蔵型を除きます。)の場合</p> <p>入力(キロワット) = 最大定格1次入力(キロボルトアンペア) ×70パーセント</p>																																																																																																																																							

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (2024年4月1日実施)	特定小売供給約款 (2025年4月1日実施)
<p>ロ イ以外の場合 入力(キロワット) = 実測した1次入力(キロボルトアンペア) ×70パーセント</p> <p>(5) その他 イ (1), (2), (3)および(4)によることが不適当と認められる電気機器の換算容量(入力)は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量(入力)とすることがあります。 ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量(入力)を算定いたします。 ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。</p>	<p>ロ イ以外の場合 入力(キロワット) = 実測した1次入力(キロボルトアンペア) ×70パーセント</p> <p>(5) その他 イ (1), (2), (3)および(4)によることが不適當と認められる電気機器の換算容量(入力)は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量(入力)とすることがあります。 ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量(入力)を算定いたします。 ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。</p>
<p>6 契約容量および契約電力の算定方法 16(従量電灯)(3)ニ(ロ)または19(低圧電力)(4)ロの場合の契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率(100パーセントといたします。)を乗じます。 (1) 供給電気方式および供給電圧が交流单相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流单相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合 $\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$ なお、交流单相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。 (2) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合 $\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$</p>	<p>6 契約容量および契約電力の算定方法 16(従量電灯)(3)ニ(ロ)または19(低圧電力)(4)ロの場合の契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率(100パーセントといたします。)を乗じます。 (1) 供給電気方式および供給電圧が交流单相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流单相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合 $\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$ なお、交流单相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。 (2) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合 $\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$</p>
<p>7 日割計算の基本算式 (1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。 イ 基本料金、最低料金、最低月額料金または定額制供給の料金を日割りする場合 $1\text{月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ ただし、26(料金の算定)(1)ハに該当する場合は、</p>	<p>7 日割計算の基本算式 (1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。 イ 基本料金、最低料金、最低月額料金または定額制供給の料金を日割りする場合 $1\text{月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ ただし、26(料金の算定)(1)ハに該当する場合は、</p>

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (2024年4月1日実施)	特定小売供給約款 (2025年4月1日実施)
<p>日割計算対象日数は、$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$といたします。</p> <p>□ 従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合</p> <p>(イ) 従量電灯A</p> $\text{最低料金適用電力量} = 9 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ <p>なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>(ロ) 従量電灯Bおよび従量電灯C</p> $\text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ <p>なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> $\text{第2段階料金適用電力量} = 160 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ <p>なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>(ハ) (イ)または(ロ)によって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(ニ) 26(料金の算定) (1)ハに該当する場合は、(イ)および(ロ)の</p> $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{ といたします。}$ <p>(2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。</p> <p>イ 電気の供給を開始した場合</p> <p>開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。</p> <p>ロ 需給契約が消滅した場合</p> <p>消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。</p> <p>(3) 定額制供給の場合または25(使用電力量の算定) (4)の場合は、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅したときの(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、(2)に準ずるものといたします。この場合、(2)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日とし、当社が次回の検針日としてお客さ</p>	<p>日割計算対象日数は、$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$といたします。</p> <p>□ 従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合</p> <p>(イ) 従量電灯A</p> $\text{最低料金適用電力量} = 9 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ <p>なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>(ロ) 従量電灯Bおよび従量電灯C</p> $\text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ <p>なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> $\text{第2段階料金適用電力量} = 160 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ <p>なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>(ハ) (イ)または(ロ)によって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(ニ) 26(料金の算定) (1)ハに該当する場合は、(イ)および(ロ)の</p> $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{ といたします。}$ <p>(2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。</p> <p>イ 電気の供給を開始した場合</p> <p>開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。</p> <p>ロ 需給契約が消滅した場合</p> <p>消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。</p> <p>(3) 定額制供給の場合または25(使用電力量の算定) (4)の場合は、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅したときの(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、(2)に準ずるものといたします。この場合、(2)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日とし、当社が次回の検針日としてお客さ</p>

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (2024年4月1日実施)	特定小売供給約款 (2025年4月1日実施)
<p>まにあらかじめお知らせした日は、消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。</p> <p>(4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう暦日数は、次のとおりといたします。</p> <p>イ 電気の供給を開始した場合 そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。</p> <p>ロ 需給契約が消滅した場合 そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。</p> <p>(5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。</p>	<p>まにあらかじめお知らせした日は、消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。</p> <p>(4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう暦日数は、次のとおりといたします。</p> <p>イ 電気の供給を開始した場合 そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。</p> <p>ロ 需給契約が消滅した場合 そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。</p> <p>(5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。</p>